

# 兵庫県強靱化計画（仮称）

— みんなでつくる防災・減災社会 —

（案）

平成 27 年 月

兵庫県

## < 目 次 >

I	はじめに	
1	計画策定の趣旨 .....	1
2	計画の位置づけ .....	1
3	計画期間 .....	1
II	基本的考え方	
1	基本目標 .....	2
2	強靱化を推進する上での基本方針 .....	2
III	リスクに対する脆弱性評価	
1	評価の枠組み及び手順 .....	4
2	評価の結果 .....	7
IV	強靱化に向けた推進方針	
1	「起きてはならない最悪の事態」別推進方針 .....	8
2	「横断的分野」別推進方針 .....	34
V	計画の推進 .....	38
	(別紙) 脆弱性評価結果 .....	39

# I はじめに

## 1 計画策定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、我が国において、社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震であり、6,000名を超えた死者の約8割が家屋の圧迫等により亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的、物的被害が発生した。

本県では、その後も、平成16年10月台風第23号、平成21年8月台風第9号、平成26年8月豪雨など多くの自然災害に見舞われている。

また、平成23年3月の東日本大震災は、阪神・淡路大震災の経験を越えた想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

さらに、近い将来の発生が確実視される南海トラフ巨大地震への備えが喫緊の課題となっている。

こうした経験と教訓を踏まえ、減災を基本に、津波防災インフラ整備計画や山地防災・土砂災害対策5箇年計画などに基づき施設整備を推進するとともに、「伝える」、「備える」、「活かす」総合的な対策を進めている。平成27年6月には、「しなやかに耐え、いち早く立ち直る減災社会・兵庫」の実現に向けて、「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」を策定した。

加えて、大規模災害には、広域的な対応が欠かせず、本県は関西広域連合において広域防災の事務局を担っている。関西広域連合では、大規模広域災害への対応方針や手順を定めた「関西防災・減災プラン」を策定しており、防災連携対策の充実を図っている。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定されている。

本県としては、こうした国の動向を踏まえ、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条にもとづく国土強靱化地域計画として策定する。

## 3 計画期間

本計画は、平成27年度から32年度までを期間とする。

## Ⅱ 基本的考え方

### 1 基本目標

本県が強靱化を推進するうえでの基本目標は、次のとおりである。

- ①人命の保護を最大限図ること
- ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速に復旧復興すること

### 2 強靱化を推進する上での基本方針

国土強靱化基本計画を基本として、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、次の基本方針により強靱化を推進する。

#### ①強靱化に向けた取組姿勢

- ・本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・首都圏機能のバックアップ体制の確保や基幹的交通インフラ整備等による双眼型国土形成を推進する。
- ・巨大災害に備え、近隣府県等への広域応援機能を充実させる。

#### ②効果的な施策の推進

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせて取り組む。
- ・非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策を工夫する。

#### ③効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用により、費用を縮減し、効果的な施策を推進する。
- ・施設等の効率的、効果的な維持管理に努める。

#### ④地域特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進する。
- ・女性、高齢者、障害者等に十分配慮して施策を推進する。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## 【阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信】

- 阪神・淡路大震災は、未曾有の被害をもたらすとともに、社会が抱えるさまざまな課題を突きつけた。本県では、単に震災前の状態に回復するだけでなく、高齢化が進む社会での生活再建や災害に強い安全なまちづくりなど、21世紀の成熟社会における諸課題に先導的に対応する「創造的復興」を目指し、施策を展開してきた。
- 震災から20年が経過し、震災を経験していない県民が増加する中、これまでの本県の経験や教訓を次の世代に伝えるとともに、内外の防災・減災対策の推進に生かしていかなければならない。
- 震災の経験や教訓を内外に発信し、防災・減災に取り組む国際的な拠点として、人と防災未来センターを神戸東部新都心に整備し、運営している。同センターは震災博物館機能に加え、防災に関する調査研究機能、人材育成等のアドバイス機能を有している。神戸東部新都心には、アジア防災センターや国連国際防災戦略兵庫事務所などの国際的な防災関係機関が集積し、国際防災・人道支援拠点が形成されている。
- 震災の教訓を踏まえ、災害時における全県的な応急活動拠点として、三木広域防災拠点を整備した。同拠点内には、兵庫県広域防災センターや兵庫県消防学校のほか、実物大の建造物の破壊過程を調べ、被害軽減のためのデータを取得するE-ディフェンス（防災科学技術研究所実大三次元振動破壊実験施設）等が設置されている。
- 平成17年には、神戸市に第2回国連防災世界会議を誘致し、21世紀の国際防災戦略である「兵庫行動枠組」が採択された。
- これらの実績に対し、平成22年に、兵庫県は国連から災害に強い都市として、世界で最初のロールモデル（模範都市）に認定され、兵庫県知事はチャンピオン（防災・減災リーダー）に任命された。平成27年に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議では、兵庫県知事は日本で唯一のチャンピオンとして、阪神・淡路大震災からの20年にわたる復興の取組から得た教訓を発信するとともに、新たな防災枠組に向けて提言を行った。
- 今後も、本県は、世界における防災・減災の牽引役として、阪神・淡路大震災の経験や教訓の発信に取り組んでいく。

### Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

#### 1 評価の枠組み及び手順

強靱化を図るため、想定するリスクに対し、現状の取組や施策における課題（脆弱性）を点検する。

#### (1) 想定するリスク

本計画では、県民生活及び県経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震及び山崎断層・上町断層等活断層地震などに加え、風水害による豪雨、土砂、高潮災害を想定する。

#### <参考>過去の地震災害及び風水害の発生状況

兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発 生 年 月 日	(推定) 規模(M)	
1	599. 5.28 (推古 7. 4.27)	7.0	
2	701. 5.12 (大宝 1. 3.26)	7.0	
3	745. 6.15 (天平 17. 4.27)	7.9	
4	827. 8.11 (天長 4. 7.12)	6.5~7.0	
○ 5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8.26 (仁和 3. 7.30)	8.0~8.5	
7	938. 5.22 (承平8 (天慶1) . 4.15)	7.0	
8	1096.12.17 (嘉保3 (永長1) .11.24)	8.0~8.5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6.24)	8 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> ~8.5	
10	1449. 5.13 (文安6 (宝徳1) . 4.12)	5 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> ~6.5	
11	1498. 9.20 (明応 7. 8.25)	8.2~8.4	
12	1510. 9.21 (永正 7. 8. 8)	6.5~7.0	
13	1579. 2.25 (天正7. 1.20)	6.0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文録5 (慶長1) . 7.13)	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ±1/4	
15	1662. 6.16 (寛文 2. 5. 1)	7 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> ~7.6	
16	1707.10.28 (宝永 4.10. 4)	8.4	宝永地震
17	1751. 3.26 (寛延4 (宝暦1) . 2.29)	5.5~6.0	
18	1854.12.23 (嘉永7 (安政1) .11. 4)	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24 (嘉永7 (安政1) .11. 5)	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久4 (元治1) . 1.28)	6 <sup>1</sup> / <sub>4</sub>	
21	1891.10.28 (明治24)	8.0	濃尾地震
○ 22	1916.11.26 (大正5)	6.1	
○ 23	1925. 5.23 (大正14)	6.8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和2)	7.3	北丹後地震
25	1927. 3.12 (昭和2)	5.2	京都府沖
26	1946.12.21 (昭和21)	8	南海地震
30	1963. 3.27 (昭和38)	6.9	越前岬沖地震
◎ 32	1995. 1.17 (平成7)	7.3	兵庫県南部地震
33	2000.10. 6 (平成12)	7.3	鳥取県西部地震
○ 34	2013. 4.13 (平成25)	6.3	

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

県内での風水害の発生状況

	災害の名称	発生日月	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7. 7. 1~2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13. 7. 3~5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36. 6. 24~28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42. 7. 9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46. 7. 17~18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	室戸台風	昭和 9. 9. 21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸・但馬・淡路）
	阿久根台風	昭和 20. 10. 8~11	231 人	92 人	県内全域（特に西播磨、東播磨、但馬）
	ジェーン台風	昭和 25. 9. 3	41 人	904 人	県内全域
	台風 16 号	昭和 35. 8. 29	32 人	65 人	主として神戸・阪神地域
	台風 23、24 号	昭和 40. 9. 10~17	39 人	765 人	県内全域
	台風第 23 号	平成 16. 10. 20~21	26 人	134 人	県内全域（特に但馬・淡路）
	台風第 9 号	平成 21. 8. 9~10	20 人	7 人	主として西播磨地域
			行方不明 2 人		

(注1)昭和以降の死者 20 人以上の災害を示している。

(注2)上記に加え、平成 26 年 8 月豪雨（平成 26. 8. 16~17、主として丹波地域）として、死者 1 人、行方不明者 4 人の被害が発生している。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

8つの「事前に備えるべき目標」とともに、その妨げになるものとして43の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

(3) 横断的分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」全般に係る横断的分野として、「リスクコミュニケーション」「老朽化対策」「研究開発」「関西広域連合と連携など広域応援機能の確保」の4分野を設定した。

(4) 評価の実施手順

- ①起きてはならない最悪の事態を回避するための観点から、県が現在実施している施策を整理点検する。
- ②各施策の推進状況を踏まえ、最悪の事態を回避することが可能か分析する。
- ③最悪の事態の回避に向け、今後の施策の推進方向を検討する。
- ④施策の進捗状況を表す指標を設定する。

【基本目標、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護を最大限図る	1 大規模自然災害が発生したときに人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 多数の帰宅困難者への支援
		2-6 医療施設及び関係者の被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 首都の機能不全
		3-4 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する	5 大規模自然災害発生後、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6 商取引に甚大な影響をもたらす金融サービス等の機能停止
		5-7 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
	6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶	
IV. 迅速に復旧復興する	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4 ため池の決壊、ダム・排水機場等の機能不全による二次災害の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	



## 2 評価の結果

脆弱性評価結果の主なポイントは次のとおりである。

### (1) インフラの防災対策整備をさらに推進すること

- 生活・社会基盤の耐震化
- 防潮堤の整備等、耐津波対策
- 災害時の輸送を支える道路ネットワークの構築
- 港湾、空港機能の強化
- 山地防災・土砂災害対策

### (2) 県民と行政の災害対応力を向上させること

- 庁舎等の耐震化
- 関係機関の連携による救助・救急体制の整備
- 情報の収集、共有、発信力の強化
- ハザードマップ等の作成及び周知
- 避難体制の確保、訓練の実施
- 地域防災組織の充実
- 食料、燃料等の備蓄
- 災害対応の担い手となる人材の育成
- 防災関連機関、公益的事業を営む企業、市町、県の連携強化

### (3) 早期に復旧復興体制を整えること

- 事業所、金融機関等のBCP（事業継続計画）策定
- 産業廃棄物処理体制の確保
- 復旧・復興を担う人材の育成
- 災害ボランティア活動支援体制の確保
- 県域を越えた連携強化

## Ⅳ 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

### 1 「起きてはならない最悪の事態」別推進方針

#### (1) 大規模災害が発生したときに人命の保護が最大限図られる

##### (1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

#### a. 住宅・建築物等の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化を進めるため、市町等と連携し、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策を推進する。【県土整備部】
- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を県民に周知し、防災意識を向上させるなどの防災対策に取り組む。【県土整備部】
- 県営住宅の耐震化を進める。【県土整備部】

#### b. 交通施設、沿道建築物の耐震化

- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋に伴う社会的影響が多大な橋梁の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、市町による補助制度創設と建築物所有者に対する積極的な事業実施の働きかけを行う。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に進める。【県土整備部】
- 鉄道駅は、多くの乗客が利用するとともに、災害時には一時避難所の機能も有する交通施設であるため、鉄道事業者が行う鉄道駅の耐震化を、市町と連携して支援する。【県土整備部】

#### c. 建築物の火災予防

- 防災上危険な密集市街地を有する市町による総合的な整備を支援する。【県土整備部】
- 都市の中心市街地等で細分化された土地においては、建築物、公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等の都市機能の更新を図るため、市街地整備事業等を推進する。【県土整備部】

#### d. 危険空家の除却

- 市町における空家の適正管理に関して、情報提供や支援策、相談体制の整備を進

める。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家等対策計画の作成を促し、計画的な対策の推進を支援する。【県土整備部】

### (1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

#### a. 多くの利用者がある建築物、医療施設の耐震化

- 多数利用建築物の耐震化については、市町等と連携し、専門家による耐震診断、耐震補強等への助成等の対策を推進する。また、エレベーターなど非構造部材についても耐震対策を推進する。【県土整備部】
- 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う県有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【防災】
- 医療施設については、耐震改修の支援により耐震化を推進する。社会福祉施設については、老朽化改築の支援により耐震化を推進する。【健康福祉部】
- 県立病院については、平成 27 年度の耐震化率は 92% であるが、建替整備終了時には耐震化率 100% となるよう、柏原病院等の建替整備を計画的に進める。【病院局】

#### b. 学校施設の耐震化

- 県立学校施設の耐震化は、平成 27 年度末までに 95%、平成 30 年度末までに 100% を目標に推進する。【教育委員会】
- 私立学校施設については、学校法人に引き続き耐震対策を要請するとともに、国へ国庫補助充実に向けた要望を行う。県としては、耐震化の更なる進展に寄与するため、耐震化の支援を引き続き実施する。【企画県民部】
- 県立大学施設については、耐震改修が必要な 9 棟のうち、1 棟は処分計画を検討し、残り 8 棟については平成 26 年度から順次建替整備を進め、平成 35 年度には全ての施設の耐震化を完了する。【企画県民部】

#### c. 大規模避難施設の耐震化

- 大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用が可能なホテル・旅館等について、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する。【県土整備部】

### (1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### a. 防潮堤等の整備

- レベル 1 津波（百年に一度程度発生する津波）に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤等の整備を推進する。【県土整備部】【農政環境部】

#### b. 陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖

- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。【県土整備部】【農政環境部】

**c. 防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策**

- レベル2津波（千年に一度程度発生する最大クラスの津波）が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を推進する。【県土整備部】【農政環境部】

**d. 防潮水門の耐震補強**

- 津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強を推進する。【県土整備部】

**e. 津波越流範囲の縮小**

- 津波が越流する河川において、津波越流区間を縮小し浸水被害を軽減するために、防潮水門の改築時に下流移設を推進する。【県土整備部】

**f. 避難体制の確保・訓練の実施**

- 風水害・津波などからの避難を確実にを行うため、市町が避難勧告等の避難情報を適時適切に発令できるよう、策定したガイドラインの周知・徹底を行う。【防災】
- 県が実施する合同防災訓練について、多数の住民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。【防災】
- 新たな被害想定に基づいて「市町津波災害対応マニュアル作成の手引き」を改定し、地域特性に応じた観光客も含めた住民の避難が円滑に行われるよう、市町の取組を支援する。【防災】
- 児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練の実施を進める。【教育委員会】
- 地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての学校で進める。【教育委員会】

**g. 津波ハザードマップの策定**

- 県が実施した津波シミュレーションをもとに、沿岸市町が、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成するよう、データ提供などの支援を行う。【防災】

**(1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生**

**a. 総合的な治水対策**

- 河道掘削や、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める。また、近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する。【県土整備部】【農政環境部】
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせる。【県土整備部】

#### b. 高潮対策

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する。【県土整備部】

#### c. 減災のためのソフト対策

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせる。【県土整備部】
- 台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、「フェニックス防災システム」など総合防災ポータルを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【防災】【県土整備部】

#### d. 下水道部局の人材・組織体制等の整備

- 県内市町の下水道部局における人材・組織体制等を整備するため、人材育成、適切な組織体制の構築を支援する。【県土整備部】

### (1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

#### a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、「フェニックス防災システム」など総合防災ポータルを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【防災】【県土整備部】
- 土砂災害特別警戒区域等の指定を進め周知を図るとともに、1 kmメッシュ毎の土砂災害危険度予測情報を県ホームページなどを通じて、広く県民・市町へ情報提供する。また、県内市町において、土砂災害警戒区域毎により局所的な危険度を予測する箇所別土砂災害危険度予測システムの構築を促進する。【県土整備部】
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼす大規模ため池について、ハザードマップの作成と周知を行うとともに、改修が必要なため池については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促す。【農政環境部】

#### b. 山地防災・土砂災害対策

- 災害発生時の影響が大きい谷出口周辺や直下に人家があるガケなど、緊急性の高

い未対策箇所において、砂防えん堤等の施設整備を着実に推進する。【県土整備部】

**c. ため池対策**

- ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。【農政環境部】
- 大規模ため池等重要な農業水利施設の耐震調査を実施するとともに、その結果を踏まえた施設の耐震化等のハード対策を実施する。【農政環境部】

**(1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生**

**a. 消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有**

- 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、携帯電話メールで気象情報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用した県民及び旅行者を含む避難者に対する避難標識等の情報提供のあり方の検討など、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【防災】
- 県警本部の代替施設の回線、非常電源、通信状況を検証するため、災害警備本部移転訓練を継続して実施する。【警察本部】
- 大津波警報等が発表されたことを認知したとき又は伝達を受けたときは、発表地域において勤務中の職員等に、津波の到達予想時間を考慮して伝達できるよう、訓練を実施する。【警察本部】
- 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの運用訓練を実施し、迅速な被害状況の把握や災害警備態勢の立ち上げに向けた検証を実施する。【警察本部】
- 警察車両に搭載されているカーロケシステムの画像送信機能やPSD型データ端末の一斉指令機能、掲示板機能、画像送信機能など、ITを活用した情報収集手段の多様化を推進する。【警察本部】

**b. 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有**

- 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等のデータの確実な収集・処理・提供を行うため、システムの機能強化を図るとともに、データの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行う。【県土整備部】

**c. 情報収集・提供に係る人材育成**

- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、県・市町の人材育成を推進する。【防災】

**d. 災害時要援護者の避難支援体制の構築**

- 災害時に自力で避難できない者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、障害者相談員や障害者団体等が、避難支

援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。また、社会福祉施設や医療施設等における入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。【防災】【健康福祉部】

- 大規模災害発生時における外国人県民に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、行政窓口等への通訳ボランティアの派遣、外国人県民等からの相談・問合せに対応できる窓口を設置する。【産業労働部】

## (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### (2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### a. 食料、飲料水の供給体制の確保

- 広域的な立場から市町の備蓄を保管するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数(30万人)を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。【防災】
- 応急用食料について、発災後、被災市町からの要請に対応するため、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を依頼する。【農政環境部】
- 日本水道協会兵庫県支部と合同で、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく実務訓練や情報伝達訓練を実施し、大規模災害時の対応力の強化を図る。【企業庁】

#### b. 水道施設、ガス管（学校施設含む）等の耐震化

- 水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに計画的な耐震化等の施設整備を働きかける。【健康福祉部】
- 水道管路については、震度7級の大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上に努める。また、災害時のバックアップ機能確保を目的とした系統間連絡管路を整備する。【企業庁】
- 埋設ガス管の耐震化については、校舎等の耐震化完了後、老朽化対策と併せて推進する。【教育委員会】

#### c. 輸送路の確保：道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路のミッシングリンクの解消を図るとともに、その他幹線道路の2車線化等を推進する。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など落橋に伴う社会的影響が多大な橋梁の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。【県土整備部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【警察本部】

#### d. 輸送路の確保：港湾、空港機能の強化

- 姫路港等については、海上からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。



【県土整備部】

- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港のいずれかが被災した際、スムーズに代替ルートが確保できるよう、空港間の連携強化につながる3空港一体運用の実現を図っていく。【県土整備部】
- 但馬空港については、空からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県土整備部】

e. 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保

- 県民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。【防災】

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

a. 孤立集落の発生を防ぐ設備整備

- 県では、既に衛星携帯電話、防災行政無線などを含めて災害時の何らかの連絡手段を対象全集落において確保するとともに、ヘリによるつり下げが可能な地点の座標設定と登録を行っていることから、市町に対し、孤立した場合の具体的な対応についてのマニュアル策定や定期的な訓練の実施を促していく。また、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など自らの備えの重要性を呼びかけていく。【防災】

b. 小規模集落における避難所機能の強化

- 自治会や住民団体が管理する避難場所等において、電力供給遮断等の非常時に、避難住民の生活等に必要最低限の電力を確保するため、再生可能エネルギーを活用した非常用電源の整備を支援する。【企画県民部】

c. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路のミッシングリンクの解消を図るとともに、その他幹線道路の2車線化等を推進する。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など落橋に伴う社会的影響が多大な橋梁の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。【県土整備部】
- 橋梁の耐震化や道路防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するための洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【県土整備部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】
- 適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により

多様な情報収集・提供手段を確保する。【警察本部】

d. 港湾・漁港機能の強化

- 家島港について、海上からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県土整備部】
- 孤立漁村の発生防止のため、津波対策および漁港施設の機能強化対策を着実に進める。【農政環境部】

(2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

a. 警察、消防の災害対応力強化

- 神戸地方気象台等と連携を図り、今後の気象情報等を情報収集し、総合的な分析から被害発生のおそれのある警察署へ機動隊等を先行配置する。【警察本部】
- 警察本部指揮室設置訓練を継続実施し、練度向上に努めるとともに、災害待機宿舎等により初動対応要員を確保する。【警察本部】
- 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの運用訓練を実施し、今後に向けた検証を実施して災害対応力強化を図る。【警察本部】
- 解体予定施設等を活用したブラインド方式による実戦的な救出救助訓練を継続実施し、隊員全体の練度向上を図る。【警察本部】
- 災害警備本部移設訓練を実施し、迅速な指揮室立ち上げと代替施設の非常電源、通信状況、回線等の確認を実施する。【警察本部】
- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する。【防災】

b. 警察庁舎の耐震化

- 耐震基準を満たしていない警察庁舎の耐震改修工事を推進する。【警察本部】
- 警察施設の建替等による耐震・耐浪化を推進する。また、新設警察署では、電気室や2日間無補給運転可能な自家発電設備の屋上設置や、4日間の飲料水を確保できる受水槽、太陽光発電設備の設置を進める。【警察本部】

c. 地域の防災組織の災害対応力強化

- 市町が行う消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。【防災】
- 「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、自主防災組織、学校、企業などと連携して、「減災活動の日」における実践活動など県民が主体的に生命・財産を守る行動を実践する「防災力強化県民運動」を推進する。また、NPO、地域団体等が実施する阪神・淡路大震災の経験や教訓を伝える事業、災害に備える事業に助成する「ひょうご安全の日推進事業」を実施する。【防災】

d. 防災関係機関との連携強化・訓練

- 平時から、関係機関との連携を密にし情報の共有化や連携強化を図るとともに、合同防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実戦的な訓練を実施する。【防災】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する兵庫県防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。【防災】

#### (2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

##### a. 病院等医療機関における非常用電源等の確保

- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。【健康福祉部】
- 県立病院において、災害時に非常用発電装置の機能が確保されるよう、維持、補修、燃料の備蓄を行う。【病院局】

#### (2-5) 多数の帰宅困難者への支援

##### a. 帰宅困難者対策の推進

- 関西広域連合の一員として、災害時帰宅支援ステーション事業の普及・啓発を実施するとともに、新たな協力事業者との協定締結を促進し、帰宅困難者への水道水、トイレ及び道路等情報の提供の場を確保する。【防災】
- 関西広域連合の一員として、国、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者の安全・安心な帰宅支援のためのガイドラインを策定し、帰宅路の選定、民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順を整備する。【防災】

#### (2-6) 医療施設及び関係者の被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

##### a. 医療施設の耐震化

- 医療提供体制施設整備交付金を活用し、医療機関の耐震化を促進する。【健康福祉部】

##### b. 救急・医療体制の充実

- 兵庫県消防学校において救急救命士養成課程を実施することにより、市町消防機関が行う救急救命士の救急隊への配置充実を支援する。【防災】
- 被災時における多数の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携を強化する。【健康福祉部】
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から

広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。【健康福祉部】

**c. 緊急輸送道路ネットワーク等の確保**

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路のミッシングリンクの解消を図るとともに、その他幹線道路の2車線化等を推進する。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に進める。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など落橋に伴う社会的影響が多大な橋梁の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。【県土整備部】
- 橋梁の耐震化や道路防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するための洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【県土整備部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】
- 姫路港等については、海上からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県土整備部】

**(2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

**a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築**

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するよう、市町に働きかけるとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する。【健康福祉部】

**b. 下水道施設の耐震化**

- 全ての流域下水道において流下機能を確保するため、管路施設の耐震対策を推進する。【県土整備部】
- 全ての流域下水道において下水の全量を簡易処理(沈殿・消毒処理)できるよう、処理場・ポンプ場の耐震化を推進する。【県土整備部】
- 下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCPの策定を推進する。【県土整備部】

### (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### (3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### a. 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化

- 警察施設の耐震化を推進し、治安の維持に必要な機能維持を図る。【警察本部】
- 治安の維持に必要な災害警備体制の確立、救出救助、捜索等に必要な装備資機材の整備を図る。【警察本部】
- 広く県民に防犯情報の提供を行うための広報媒体として活用する「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大を図るとともに、防犯ネットワークの拡充と防犯ネットワーク参加団体との情報共有を図る。【警察本部】
- パトカーだけでなく青色防犯パトロールカーと連携したパトロール活動を実施する。【警察本部】
- ヘリテレシステムの安定した運用を確保するため、デジタル化を図る。【警察本部】

#### (3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### a. 迅速な道路交通情報の把握

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握のための取組を進める。【警察本部】

##### b. 交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備を中長期的に推進する。【警察本部】

#### (3-3) 首都の機能不全

##### a. 首都機能のバックアップ

- 首都直下地震等に備え、関西広域連合と連携しながら、首都機能のバックアップに必要な受入環境の整備など必要な取組を推進する。【全庁】

##### b. 県域を越えた連携強化・訓練

- 関西広域連合の一員として、関東九都県市の訓練等に参加し、関東エリアとの連携強化を図る。【防災】
- 政府緊急災害現地対策本部の設置及び運営訓練に参加し、政府機関及び府県との連携強化を図る。【防災】

#### (3-4) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

**a. 県庁舎の耐震化**

- 県庁舎の耐震化を引き続き進めるとともに、水害時の浸水対策を施すなど、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できる庁舎となるよう、必要な整備を行う。【企画県民部】

**b. 災害時即時対応体制の強化**

- 災害時の緊急事態の発生に備えて、24 時間監視・即応体制を維持するため、職員による宿日直体制、災害待機宿舎に入居する指定要員及び業務要員による待機体制を継続するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。【防災】
- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員行動マニュアルを部局ごとに作成し、職場研修等を通じて周知徹底を図る。【防災】
- 災害発生当初の初動緊急対応期において使用する県の応急対応行動シナリオについて、訓練等を通じて職員の習熟を図るとともに、より実践的なものに練り上げる。【防災】
- 防災担当職員を対象に、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。【防災】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一同に会する兵庫県防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。【防災】

**c. 県域を越えた連携強化**

- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定、関西広域連合の防災・減災プラン等に基づく広域防災体制により、大規模災害に備える。【防災】

#### (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

##### (4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

###### a. 情報通信手段の確保

- 災害情報を収集するフェニックス防災システムについて、端末の UPS 電源や、庁舎自家発電機を使って情報通信手段を確保する。また、民間の情報通信手段が遮断された際は、衛星通信ネットワークを防災端末電源のバックアップ回線として使えるよう、整備を進める。【防災】
- 行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）において、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ、緊急時対応計画の点検・見直し、信頼性の高い通信ネットワークの構築、非常用電源の整備等の対策により耐災害性の向上を図る。【企画県民部】

###### b. 電力供給の維持にかかるインフラ整備

- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に進める。【県土整備部】

##### (4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

###### a. 情報提供手段の確保

- 市町における防災行政無線のデジタル化の推進、携帯電話メールで気象情報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用し、県民及び旅行者を含めた避難者に対する情報提供のあり方の検討など、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【防災】

(5) 大規模自然災害発生後、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

a. 県内事業所BCP策定の推進

- 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図るとともに、経済団体が事業者に対して実施するセミナーや専門家派遣への支援を通じて、県内中小企業のBCPの策定を促進する。【産業労働部】

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路のミッシングリンクの解消を図るとともに、その他幹線道路の2車線化等を推進する。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に進める。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など落橋に伴う社会的影響が多大な橋梁の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。【県土整備部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】

b. 港湾機能の強化

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、港湾BCPの策定を進める。【県土整備部】

c. 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保

- 県内事業所が策定するBCPに基づき、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を行うよう、啓発を行う。【産業労働部】

(5-3) コンビナート施設の損壊、火災、爆発等

a. 石油コンビナートの消防防災体制の充実強化

- 特別防災区域を管轄する防災関係機関等が連携した総合防災訓練の実施、災害情報の迅速・的確な伝達をはじめ災害対応能力の向上を図る。【防災】

(5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への重大な影響



a. 港湾等機能の強化

- 非常時における海上輸送ネットワークを確保するため、事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等に取り組む。【県土整備部】

(5-5) 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路のミッシングリンクの解消を図るとともに、その他幹線道路の2車線化等を推進する。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に進める。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など落橋に伴う社会的影響が多大な橋梁の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。【県土整備部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】

b. 港湾、空港機能の強化

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、港湾BCPの策定を進める。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港のいずれかが被災した際、スムーズに代替ルートが確保できるよう、空港間の連携強化につながる3空港一体運用の実現を図っていく。【県土整備部】

(5-6) 商取引に甚大な影響をもたらす金融サービス等の機能停止

a. 金融機関におけるBCP策定の推進

- 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図るとともに、信用保証協会等を通じて、県内金融機関のBCPの策定を促進する。【産業労働部】

(5-7) 食料等の安定供給の停滞

a. 食品産業事業者や施設管理者の対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の点検・診断と保全対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を推進する。【農政環境部】

## b. 道路、空港等の機能強化

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路のミッシングリンクの解消を図るとともに、その他幹線道路の2車線化等を推進する。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に進める。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など落橋に伴う社会的影響が多大な橋梁の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。【県土整備部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】
- 姫路港等については、海上からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港のいずれかが被災した際、スムーズに代替ルートが確保できるよう、空港間の連携強化につながる3空港一体運用の実現を図っていく。【県土整備部】
- 但馬空港については、空からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県土整備部】

(6) 大規模自然災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

#### (6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

##### a. 訓練の実施

○ 石油コンビナート施設等の災害を想定した防災訓練を計画的に実施するとともに、県が実施する合同防災訓練において、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）復旧や道路啓開等の実戦的訓練を実施する。【防災】

##### b. 再生可能エネルギー等の導入促進

○ 太陽光発電をはじめ、小水力発電やバイオマス発電など、地域の実情に即した再生可能エネルギーの導入拡大を図る。【農政環境部】

##### c. 太平洋・日本海両国土軸を結ぶガスパイプラインの整備

○ 北近畿における LNG 基地や広域ガスパイプラインの整備を進めるため、整備構想案を策定し、国に対してネットワークの整備促進を求める。【企画県民部】

#### (6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

##### a. 水道用水供給施設の耐震化

- 上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけるとともに、国に対して水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を求める。【健康福祉部】
- 水道管路について、震度7級の大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上に努める。また、災害時のバックアップ機能確保を目的とした系統間連絡管路を整備する。【企業庁】

##### b. 広域的な応援体制の整備

○ 相互応援協定・覚書に基づく近畿・関西の水道事業者による連絡会議を開催し、緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有する。また、広域的な被災が想定される巨大地震に備えた、国、都道府県、市町村等を含めた復旧復興体制、支援方策等や水道事業者間の広域連携についての必要な措置を、引き続き国に働きかける。【企業庁】

#### (6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

##### a. 下水道施設の耐震化

- 全ての流域下水道において流下機能を確保するため、管路施設の耐震対策を推進する。【県土整備部】
- 全ての流域下水道において下水の全量を簡易処理(沈殿・消毒処理)できるよう、処理場・ポンプ場の耐震化を推進する。【県土整備部】
- 下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCPの策定を推進する。【県土整備部】

#### b. 農業集落排水施設の老朽化対策

- 供用開始後 20 年が経過した農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施するとともに、診断に基づく長寿命化等を着実に推進する。【農政環境部】

#### c. 浄化槽の老朽化対策

- 管理者に対して、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促していく。また、県、市町、指定検査機関が連携し、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する。【農政環境部】

### (6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

#### a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路のミッシングリンクの解消を図るとともに、その他幹線道路の2車線化等を推進する。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋、農道橋など落橋・崩壊に伴う社会的影響が多大な橋梁等の耐震化を進める。【県土整備部】【農政環境部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。【県土整備部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】
- 民間プローブ情報の活用等により、発災後の道路交通情報を的確に把握できる体制を事前に構築する。また、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【警察本部】

#### b. 港湾、空港機能の強化

- 姫路港等については、海上からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港のいずれかが被災した際、スムーズに代替ルートが確保できるよう、空港間の連携強化につながる3空港一体運用の実現を図っていく。【県土整備部】
- 但馬空港については、空からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県

土整備部】

#### (6-5) 異常渇水等による用水の供給の途絶

##### a. 水資源の有効利用等の推進

- 渇水時に活用できる代替水源や用水の確保、水道施設の広域化を推進する。【企画県民部】
- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。【農政環境部】

## (7) 制御不能な二次災害を発生させない

### (7-1) 市街地での大規模火災の発生

#### a. 警察、消防の災害対応力強化

- 避難所等安全確保できる場所まで避難させるため、管内実態を把握して行政と連携した避難訓練を実施する。【警察本部】
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。【警察本部】
- 解体予定施設等を活用したブラインド方式による実戦的な救出救助訓練を継続実施し、隊員全体の練度向上を図る。【警察本部】
- 南海トラフ巨大地震等大規模自然災害に備え従来のマニュアルを見直し、緊急初動マニュアル（大規模自然災害）を策定する。【警察本部】
- ヘリテレステムの安定した運用を確保するため、デジタル化を図る。【警察本部】
- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する。【防災】

### (7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

#### a. コンビナート災害の発生・拡大防止

- 石油コンビナートの消防防災体制を充実強化するため、特別防災区域を管轄する防災関係機関等が連携して総合防災訓練を行い、災害情報の迅速・的確な伝達をはじめ災害対応能力の向上を図る。【防災】

#### b. 危険な物質を扱う施設の耐震化

- 高圧ガス設備のうち、①東日本大震災で破断事故が発生した鋼管ブレースを有する球形貯槽、②地震による損傷等が事業所外に損害を与える恐れがある可燃性・毒性ガスの貯槽については、事業所が策定した改修計画に基づき耐震化を推進する。【防災】

#### c. 防波堤や護岸等の整備・強化

- 航路閉塞による航行船舶への二次災害が発生しないよう、迅速・円滑な航路啓開・動静監視等を行うための体制強化に取り組む。【県土整備部】

### (7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### a. 住宅・建築物の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化を進めるため、市町等と連携し、専門家による耐震診断、

耐震補強等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、エレベーターなど非構造部材についても耐震対策を推進する。【県土整備部】

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、市町による補助制度創設と建築物所有者に対する積極的な事業実施の働きかけを行う。【県土整備部】

**b. 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成**

- 被災した住宅・建築物や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を行うとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県土整備部】

**c. 交通規制等の実施**

- 交通規制等を的確に実施するため、自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握のための取組を進める。【警察本部】

**d. 交通渋滞を回避するための信号機電源付加装置の整備**

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備を中長期的に推進する。【警察本部】

**(7-4) ため池の決壊、ダム・排水機場等の機能不全による二次災害の発生**

**a. ため池等の整備**

- 決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。【農政環境部】
- ため池等農業水利施設の点検・調査を実施するとともに、その結果を踏まえた施設の長寿命化、耐震化等のハード対策を実施する。【農政環境部】

**b. 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進**

- 計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。【県土整備部】

**(7-5) 有害物質の大規模拡散・流出**

**a. マニュアルの整備等**

- 関係事業所は、毒性高圧ガス設備からの漏洩被害想定を行い、必要に応じ軽減対策等に取り組むとともに、流出防止のため設備緊急停止、保安設備の稼働、緊急移送等所要の作業にかかる手順を定め、定期的に教育訓練を実施する。また、県は関係事業所に対し危害予防規程に基づく教育訓練等の実施を指導する。【防災】
- 石油コンビナートの消防防災体制の充実強化について、特別防災区域を管轄する防災関係機関等が連携して総合防災訓練を行い、災害情報の迅速・的確な伝達をはじめ災害対応能力の向上を図る。【防災】

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するための各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国と地方公共団体が連携して対応する。【防災】【健康福祉部】

#### (7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

##### a. 農地・農業水利施設等の保全管理

- 多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農政環境部】

##### b. 災害に強い森づくりの推進

- 平成 16 年、21 年の度重なる風水害の被害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため計画的に推進している「災害に強い森づくり（第 1 期対策 H18～H22 年度、第 2 期対策 H23～H27 年度）」について、平成 28 年度からは、平成 26 年丹波豪雨災害による谷上流部の急峻な崩壊に起因した流木・土石流発生対策など、新たな課題にも対応した第 3 期対策（H28～H32 年度）に引き続き取り組む。【農政環境部】

#### (7-7) 風評被害等による経済等への甚大な影響

##### a. 災害発生時における国内外への情報発信

- 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。また、積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業や市町を含む関係機関との連携を強化する。【全庁】

##### b. 失業者に対する早期再就職支援

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。【産業労働部】



## (8) 大規模自然災害発生後、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### (8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### a. 災害廃棄物処理

- 災害時に備えたガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、災害時のごみ仮置き場の確保状況や必要な機材の保有状況の情報共有など、県・市町間における相互応援協定の運用を行う。【農政環境部】
- 災害廃棄物処理に係る民間事業者との連携促進として、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、神戸市交通安全協力会、(一社)日本建設業連合会関西支部、兵庫県環境整備事業協同組合、兵庫県環境事業商工組合との応援協定の運用を行うとともに、新たに申し出のあった民間事業者等とも応援協定を締結する。【農政環境部】
- 県・市町職員等への教育訓練として、水害、地震災害など具体的な自然災害を想定した図上演習等を含む、より実践的なワークショップ形式の研修を実施し、県及び市町の連携を確認するとともに、職員のスキルアップを図る。【農政環境部】
- 建築物等の解体時における吹付アスベストや一定規模以上の解体工事での粉じん飛散防止対策を推進する。【農政環境部】

### (8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### a. 人材の育成、確保

- 道路啓開等の復旧・復興を担う建設業の人材育成を図るため、若年者や求職者に対する職業訓練による技能修得を推進し、将来に向けての担い手確保を図る。【産業労働部】【県土整備部】
- 被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣して、被災者対策など当該市町が行う応急対策について支援する「ひょうご災害緊急支援隊」の人員・資機材・装備の充実を図る。【防災】

### (8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### a. 地域の防災組織の活性化

- 「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、NPO、地域団体等が実施する阪神・淡路大震災の経験や教訓を伝える事業、災害に備える事業に助成する「ひょうご安全の日推進事業」を実施する。【防災】

#### b. 地域の防災人材の育成

- 地方公共団体の防災担当職員などを対象に、災害対策専門研修を通じて阪神・淡路大震災の経験を具体的に伝えるとともに、最新の研究成果を踏まえ、防災に関

する実践的知識や技術を体系的・総合的に提供することにより、災害対応能力を向上させる。【防災】

**c. 体制、装備充実等による警察の災害対応力強化**

- 警察職員、施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎施設等の耐震化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用資機材の整備拡充を図る。【警察本部】
- 警察災害派遣隊について、練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を図る。【警察本部】
- パトカーだけでなく青色防犯パトロールカーと連携したパトロール活動を実施する。【警察本部】

**d. こころのケア体制の強化**

- 平時から災害研修の実施やこころのケア対応マニュアルを整備するとともに、災害時にはDPAT（こころのケアチーム）とDMAT（災害派遣医療チーム）・医療救護チーム、保健師チーム等が連動した全国的派遣体制の整備を推進する。【健康福祉部】

**e. 災害ボランティア活動支援体制の整備**

- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害救援ボランティアマニュアルの整備や関係機関との協定の締結、災害ボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。【企画県民部】
- 災害ボランティア募集に関する的確な情報提供や被災地へのボランティアバスの派遣を実施するとともに、交通費・宿泊費の本人負担の軽減など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みの創設を関係機関に働きかける。【企画県民部】

**（８－４）新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**a. 道路交通機能の強化**

- 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、県内外の広域的連携を支える基幹道路のミッシングリンクの解消を図るとともに、その他幹線道路の２車線化等を推進する。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に進める。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など落橋に伴う社会的影響が多大な橋梁の耐震化を進める。【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所地震対策として、道路法面の落石・崩壊対策を進める。【県土整備部】

- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【県土整備部】

#### b. 港湾、空港機能の強化

- 姫路港等については、海上からのアクセスポイントとしての機能堅持に努める。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港のいずれかが被災した際、スムーズに代替ルートが確保できるよう、空港間の連携強化につながる3空港一体運用の実現を図っていく。【県土整備部】

#### e. 地籍調査の実施

- 津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。【農政環境部】

### (8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### a. 浸水への対策

- レベル1津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤等の整備を推進する。【県土整備部】【農政環境部】
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。【県土整備部】【農政環境部】
- レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を推進する。【県土整備部】【農政環境部】
- 津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強を推進する。【県土整備部】
- 津波が越流する河川において、津波越流区間を縮小し浸水被害を軽減するために、防潮水門の改築時に下流移設を推進する。【県土整備部】
- 洪水による浸水への対策を着実に推進する。【県土整備部】
- 下水道施設の浸水対策を推進する。また、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため下水道BCPの策定を推進する。【県土整備部】

## 2 「横断的分野」別推進方針

### (1) リスクコミュニケーション

#### a. 普及啓発・自主防災活動の活性化

- 市町が行う消防団の充実強化の取組や、自主防災組織育成の取組を支援する。  
【防災】
- 「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、自主防災組織、学校、企業などと連携して「減災活動の日」における実践活動など、県民が主体的に生命・財産を守る行動を実践する「防災力強化県民運動」を推進する。【防災】
- NPO、地域団体等が実施する阪神・淡路大震災の経験や教訓を伝える事業、災害に備える事業に助成する「ひょうご安全の日推進事業」を実施する。【防災】
- 県が実施する合同防災訓練について、多数の住民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。【防災】

#### b. 防災教育の実施

- 人と防災未来センターにおいて、阪神・淡路大震災の経験と教訓を分かりやすく展示し、特に子どもたちなどに効果的に情報発信することにより、防災の重要性やいのちの尊さ、共に生きることの素晴らしさを伝える。【防災】
- 兵庫県立大学において、学部を横断して総合的・体系的に科目が履修できる防災教育ユニット特別専攻を実施し、防災分野の専門教育を行う。【企画県民部】
- 「ひょうご安全の日のつどい」の実施や冊子「伝える」の改訂等により、阪神・淡路大震災の復旧・復興からの教訓の継承を図る。【防災】
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える兵庫の防災教育を推進する。【教育委員会】

#### c. ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- 沿岸市町が、県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して地域住民等への周知に努めるよう、データ提供などの支援を行う。【防災】
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせて実施する。【県土整備部】
- 決壊すると多大な影響を与えるため池については、ハザードマップ作成及び周知を推進し、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。【農政環境部】

## (2) 老朽化対策

### a. 計画的な老朽化対策の推進

- 限られた財源の中で、今後見込まれる公共施設等の老朽化に対応するため、今後策定する「公共施設等の総合管理に関する取組方針(仮称)」等に沿って、計画的に維持管理・更新等を推進する。【企画県民部】

### b. 公共施設の老朽化対策

- 県立学校施設については、計画的な施設の点検・修繕を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理への転換を図るため、「県立学校施設管理計画(仮称)」を策定し、安全性を最優先した計画的な整備の推進とともに、施設の機能向上を図る。なお、当面は、耐震化事業を推進し、平成30年度末までに耐震化の完了を目指す。【教育委員会】
- 兵庫県立大学における教育研究環境の改善・充実を図るため、中長期的な視点に立って、全学的な「施設整備マスタープラン」を策定し、誰もが安全・快適に利用できる施設の計画的な整備と、キャンパスアメニティの向上に努める。【企画県民部】
- 県営水道、県営工業用水道においては、「アセットマネジメント推進計画」に基づく施設更新を着実に進めるとともに、「上・工水道維持管理要領」に基づく定期点検の実施と修繕サイクルの最適化により、施設の長寿命化を図る。【企業庁】
- 県民に対し良質な医療を提供していくためには、施設の老朽化等への対応が必要であることから、経営状況を踏まえつつ、計画的な建替整備等を行う。【病院局】

### c. 社会基盤施設の老朽化対策

- 県管理の社会基盤施設である、道路、河川、港湾、海岸、砂防、下水道、公園、空港、漁港等の施設について、計画的な定期点検を行うとともに、損傷等があり対策が必要な施設については優先度に応じた修繕・更新を実施するなど、計画的・効率的に老朽化対策を推進し、県土の安全・安心を確保する。【県土整備部】【農政環境部】
- 老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラメンテナンス研修の継続実施や、老朽化対策に資する新技術・新工法の活用等を推進する。また、県内の市町が管理する施設の老朽化対策についての技術的支援を実施する。【県土整備部】
- 基幹的農業水利施設や農業集落排水施設等の機能診断と機能保全計画の策定を速やかに実施し、これに基づいて計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。【農政環境部】

### (3) 研究開発

#### a. 防災・減災研究の実施

- 阪神・淡路大震災の経験と教訓、学術的な知見や蓄積された研究成果に基づき、我が国の防災上の課題を的確にとらえ、政府・自治体・コミュニティ・企業などの防災政策や災害対策の立案・推進に資する実践的な防災研究を実施する。  
【防災】
- 兵庫県立大学に防災系大学院を開設（目標 平成 29 年 4 月）し、防災・減災に貢献する人材を育成する。【企画県民部】
- 防災科学技術研究所の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を活用し、長周期・長時間の加震実験を行うなど、減災のための研究や技術開発を推進する。【防災】

#### b. 防災関係機関における調査研究活動の支援

- 神戸東部新都心に集積する国際防災関係機関等との連携を促進し、調査研究活動を推進する。【防災】

## (4) 関西広域連合との連携など広域応援機能の確保

### a. 広域応援・受援体制の整備

- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定、関西広域連合の防災・減災プラン等に基づく広域防災体制により、大規模災害に備える。【防災】
- 関西広域連合広域防災局として、「関西防災・減災プラン」に基づく広域での調整手順について、関係者が担うべき役割を明確化し、対応をシナリオ化した対応マニュアルを作成する。また、構成団体間のテレビ会議システムの導入や「広域防災ポータルサイト」のシステム改良など、関西広域連合内の災害時の効率的な情報共有の仕組みづくりを進める。さらに、広域防災拠点のネットワーク化を図るとともに、大規模災害時緊急物資を円滑に供給する体制を構築する。【防災】

### b. 訓練の実施

- 構成団体、連携県及び防災関係機関等が参加する関西広域連合の広域応援訓練（ワークショップ形式の訓練も含む）に参加する。【防災】
- 「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿府県合同防災訓練に参加し、防災関係機関の連携や広域防災体制の充実強化を図る。【防災】

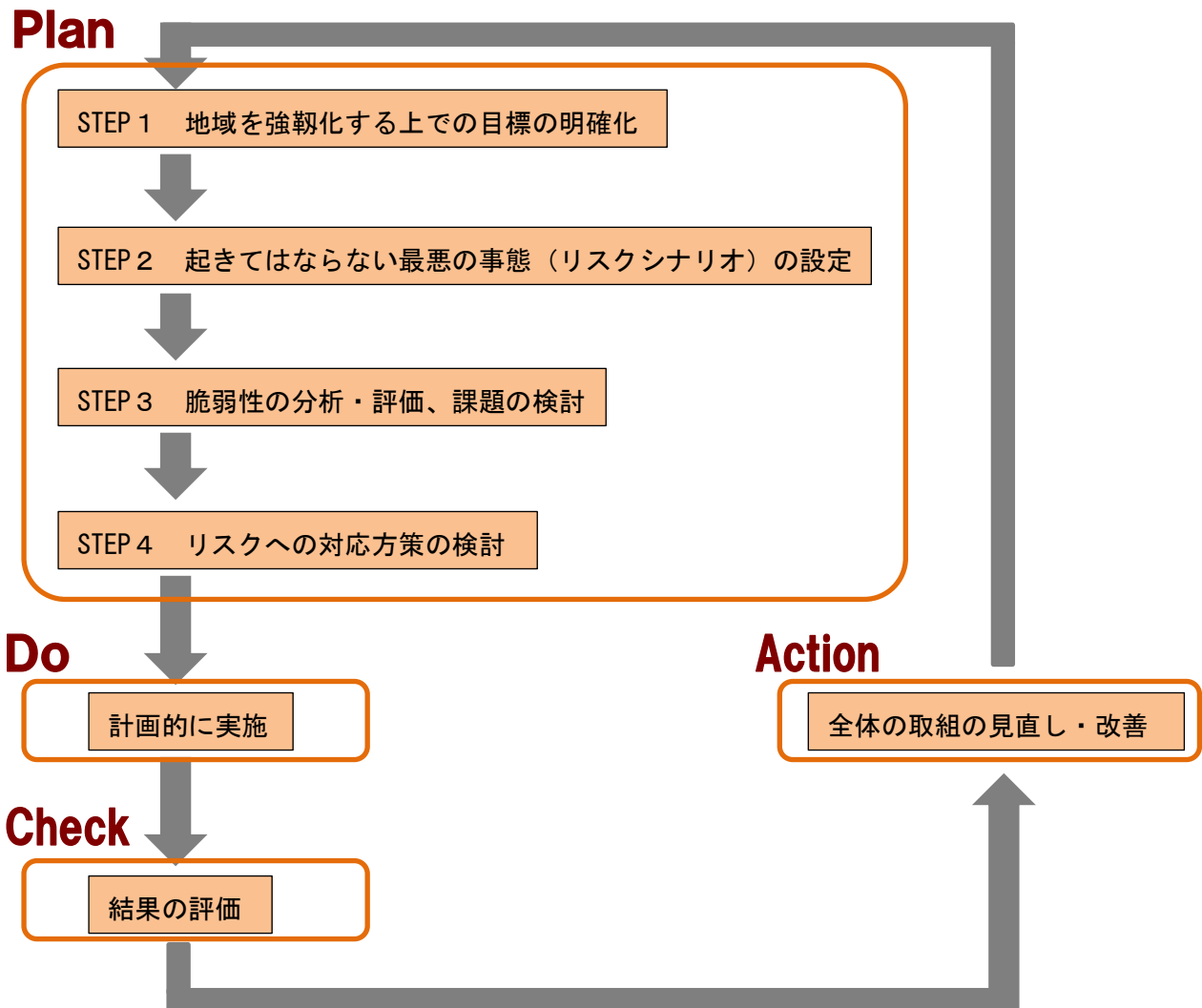
### c. 災害時対策の推進

- 関西広域連合の一員として、国、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者の安全・安心な帰宅支援のためのガイドラインを策定し、帰宅路の選定、民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順を整備する。【防災】

## V 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、重要業績指標の目標値を用いて進行管理を行う。社会経済情勢等の変化や施策の推進状況、県内市町及び関係機関等の動向も踏まえ、PDCAサイクルを繰り返して取組を推進することとする。

また、計画内容は、概ね5年ごとに見直す。





## (別紙) 脆弱性評価結果

### 起きてはならない最悪の事態別

1 大規模自然災害が発生したときに人命の保護が最大限図られる

1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

### 脆弱性評価

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物（住宅の耐震化率 85.4%(H25)）については、耐震化の必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発活動等の対策、耐震診断や耐震改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。【県土整備部】
- 宅地の耐震化については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の防災対策が必要である。【県土整備部】
- 県営住宅（耐震化率 87%(H26)）の耐震化を進める必要がある。【県土整備部】

(交通施設、沿道建築物の耐震化)

- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【県土整備部】
- 鉄道駅の倒壊による人的被害を避けるため、鉄道駅の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】

(建築物の火災予防)

- 防災上危険な密集市街地の改善を図るため、建物の不燃化、公共空地等の設置等を推進する必要がある。【県土整備部】

(危険空家の除却)

- 放置された老朽危険空家が周辺地域の避難の妨げ、倒壊、部材の飛散等により被害を発生させる可能性があるため、市町においてその実態を把握し、所有者へ改善を促す必要がある。【県土整備部】

### 重要業績指標

- 住宅・建築物等の耐震化率【県土整備部】
  - 住宅：85.4%（H25）→ 97%（H27）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕
  - 多数利用建築物：77.8%（H22）→ 92%（H27）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕
- 大規模盛土造成地マップの公表率 0%（H26）→ 100%（H27）【県土整備部】
- 県営住宅の耐震化率：87%（H26）→ 90%（H27）〔ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画の

H27改定で検討中】【県土整備部】

- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁（87橋）の耐震対策済の橋梁数：8橋（H26）→ 58橋（H32）→ 87橋（H35）【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化【県土整備部】
  - ①補助制度創設市町数：6市町（H26）→ 7市町（H27）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕
  - ②耐震診断実施棟数：6棟（H26）→ 13棟（H27）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕
- 無電柱化整備延長：86km（H26）→ 93km（H30）【県土整備部】
- 南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道駅の耐震化率：89.2%（H26）→ 概ね100%（H29）【県土整備部】
- 防災再開発促進地区の整備完了地区数：5地区（H27～H31）【県土整備部】
- 市街地整備事業等新規実施地区数：10地区（H27～H31）【県土整備部】
- 空家等対策計画の作成市町数：0市町（H26）→ 41市町（H32）【県土整備部】

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

### 脆弱性評価

（多くの利用者がある建築物、医療施設の耐震化）

- 多数利用建築物（耐震化率 77.8%(H22)）については、耐震改修の経済的負担が大きいことから、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する必要がある。併せて、エレベーターなど非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。【県土整備部】
- 庁舎等（耐震化率 93.7%(H26)）については、災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。【防災】
- 医療施設（耐震化率 64%(H26)）については、避難所等にも利用されることもあることから、さらに促進を図る必要がある。【健康福祉部】
- 県立病院（耐震化率 92%(H27)）については、大規模災害発生時にも安定して医療を提供する必要があることから、計画的な建替整備により耐震化を推進する必要がある。【病院局】

（学校施設の耐震化）

- 県立学校（耐震化率 92.2%(H26)）については、児童生徒が一日の大半を過ごすだけでなく、地域の防災拠点としての機能を果たすことから、耐震化を推進し、学校施設の安全性を高める必要がある。【教育委員会】
- 私立学校（耐震化率 80%(H26)）については、耐震改修の経済的負担が大きい中ではあるが着実に向上している。躯体の耐震化に加え、非構造部材の耐震対策についても引き続き進めていく必要がある。【企画県民部】
- 県立大学（耐震化率 80%(45棟のうち 36棟)(H27.4.1)）については、耐震改修が必要な9棟のうち、1棟は平成24年度に利用を休止しており、残り8棟は建替整備する必要がある。【企画県民部】

（大規模避難施設の耐震化）

- 大規模自然災害が発生した場合に、避難所として活用が可能なホテル・旅館等について、耐震診断

や耐震改修等への助成等の対策を推進する必要がある。【県土整備部】

### 重要業績指標

- 多数利用建築物の耐震化率：77.8%（H22）→ 92%（H27）〔耐震改修促進計画の H27 改定で検討中〕【再掲】【県土整備部】
- 庁舎等の耐震化率：93.7%（H26）→ 97.9%（H30）〔耐震改修促進計画の H27 改定で検討中〕【防災】
- 医療施設の耐震化率：64%（H26）→ 72%（H32）【健康福祉部】
- 県立病院建物の耐震化率：56%（H20）→ 92%（H27）→ 100%（整備終了時）【病院局】
- 県立学校耐震化率：92.2%（H26 末）→ 95%（H27 末）→ 100%（H30 末）【教育委員会】
- 市町立学校耐震化率：95%（H26）→ 100%（H28）【教育委員会】
- 私立学校の耐震化率：80%（H26）→ 92%（H32）【企画県民部】
- 県立大学の耐震化率：建築物：80%（H26）→ 100%（H35）【企画県民部】
- 大規模避難施設の耐震化【県土整備部】
  - ①補助制度創設市町数：3 市町(H27)〔耐震改修促進計画の H27 改定で検討中〕【県土整備部】
  - ②耐震診断実施棟数：8 棟(H27)〔耐震改修促進計画の H27 改定で検討中〕【県土整備部】

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### 脆弱性評価

（防潮堤等の整備）

- レベル1 津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】

（陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖）

- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】

（防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策）

- レベル2 津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を行う必要がある。【県土整備部】【農政環境部】

（防潮水門の耐震補強）

- 平成 26 年度の耐震診断の結果、耐震対策が必要な防潮水門が 18 基あり、耐震補強を実施する必要がある。【県土整備部】

(津波越流範囲の縮小)

- 津波が越流する河川において、防潮水門を改築時に下流に移設することにより、津波越流区間を縮小し、浸水被害を軽減する必要がある。【県土整備部】

(避難体制の確保・訓練の実施)

- 風水害・津波などからの避難を確実にを行うため、適時適切に市町が避難勧告等の避難情報を発令する必要がある。【防災】
- 避難意識の向上等県民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【防災】
- 津波からの避難で死傷者の発生を防ぐために、新たな被害想定に基づき、地域特性に応じた観光客も含めた住民の避難が円滑に行われる必要がある。【防災】
- 児童生徒の引き渡しに関するルールは設定されているが、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。【教育委員会】
- 全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練等を実施する必要がある。【教育委員会】

(津波ハザードマップの策定)

- 津波からの避難で死傷者の発生を防ぐために、県が実施した津波シミュレーションをもとに、沿岸市町は、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して地域住民等への周知に努める必要がある。【防災】

**重要業績指標**

- 防潮堤等未整備箇所の整備：【県土整備部】【農政環境部】  
防潮堤 0.2 km(H26)→ 1.6km (H30 完了)  
河川堤防 0.1 km(H26)→ 0.7km (H28 完了)  
水門整備 1 基(H26)→ 5 基(H35 完了)  
湾口防波堤 0 箇所(H26)→ 1 箇所(H35 完了)
- 陸閘等閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化対策：34 基(H26)→99 基 (H30 完了)【県土整備部】  
【農政環境部】
- 防潮扉等閉鎖訓練等の実施：年 1 回以上実施【県土整備部】
- 防潮堤等の越流、引波対策(人家連担部 9.2km)：2.4 km (H26) → 8.2km (H32) → 9.2km (H35)  
【県土整備部】【農政環境部】
- 防潮堤等の沈下対策(人家連担部 5.0km)：【県土整備部】【農政環境部】  
防潮堤 0.1 km(H26)→2.8km(H32)→4.6km (H35)  
河川堤防 0 km(H26)→0.4km (H28)
- 防潮水門の耐震対策：0 基(H26)→18 基 (H30 完了)【県土整備部】
- 防潮水門の下流への移設：0 基(H26) → 2 基(H30 完了)【県土整備部】
- 市町津波対策マニュアル等の策定市町数：6 市町 (H26) → 15 市町 (H30)【防災】

- 指定緊急避難場所の指定市町数：5市町（H26）→ 41市町（H28）【防災】
- 児童の引き渡し訓練を行った小学校の割合：92%（H26）→ 100%（H28）【教育委員会】
- 地域と連携した防災教育・活動の取組を行った学校（小中学校）の割合：92%（H26）→ 100%（H32）【教育委員会】
- 津波ハザードマップの策定市町数：15市町（H26）→ 18市町（H30）【防災】

#### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

##### 脆弱性評価

（総合的な治水対策）

- 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進めるとともに、近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】

（高潮対策）

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。

（減災のためのソフト対策）

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【県土整備部】
- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【県土整備部】

（下水道部局の人材・組織体制等の整備）

- 県内市町の下水道部局において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。【県土整備部】

##### 重要業績指標

- 雨水貯留浸透施設等の整備着手箇所数：14箇所（H26）→ 44箇所（H29）  
〔地域の総合治水推進事業(防災・安全交付金：流域貯留浸透事業)〕【県土整備部】
- ため池改修と併せた事前放流施設の整備着手数：54箇所（H26）→ 210箇所（H32）【農政環境部】



## 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価

（台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化）

- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【県土整備部】
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域等の指定が途上であること、また、想定を超える規模の土砂災害(深層崩壊)には対応が困難なことなどから、土砂災害特別警戒区域等の指定を推進するとともに、県民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。【県土整備部】
- 農村地域では、過疎化・高齢化が進行し、ため池の適正な管理が実施されないことが懸念されることから、ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難し、人命被害を最小限にするため、ハザードマップ作成及び周知を徹底する必要がある。【農政環境部】

（山地防災・土砂災害対策）

- 全国4位の土砂災害危険箇所数を有する兵庫県では、土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、砂防えん堤等の施設整備を着実に推進する必要がある。【県土整備部】

（ため池対策）

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されることから、大規模ため池等重要な農業水利施設等の耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等を進める必要がある。【農政環境部】

### 重要業績指標

- 土砂災害特別警戒区域指定に係る基礎調査完了数：73 箇所（H26）→ 10,000 箇所（H31）【県土整備部】
- 箇所別土砂災害危険度予測システム構築市町数：8 市 1 町（H26）→ 構築市町の拡大を図る【県土整備部】
- 土砂災害危険箇所の整備着手箇所数：2,465 箇所（H26）→ 2,711 箇所（H30）  
【※人家5戸以上等の土石流・急傾斜地の危険箇所等：10,153 箇所】【県土整備部】
- 山地災害危険地区の整備着手箇所数：3,289 箇所（H26）→ 3,444 箇所（H30）  
【※山地災害危険地区の全体箇所数：6,221 箇所（H26）】【農政環境部】
- ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：1,591 箇所（H26）→ 1,987 箇所（H32）【農政環境部】
- 大規模ため池等重要な農業水利施設のレベル2耐震調査の実施数：  
18 箇所（H26）→ 30 箇所（H32）【農政環境部】

## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

### 脆弱性評価

(消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有)

- 防災行政無線のデジタル化の推進、情報伝達手段の多様化、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【防災】
- 県警本部の代替施設を確保し、代替施設の回線、非常電源、通信状態を検証する必要がある。【警察本部】
- 特別警報等発表時には発表内容とともに避難の参考となる津波到達予定時間等を担当警察署に直ちに伝達するとともに、その他の警察署にも伝達がなされるような措置を講じる必要がある。【警察本部】
- 避難する住民と車両、救出・救助等に向かう緊急車両等によって発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【警察本部】
- 兵庫県警察災害時職員緊急参集システムの効果的な運用により、職員の早期参集、安否確認及び被害状況を把握する必要がある。【警察本部】
- 現場警察官が携帯する通信機能等を整備充実する必要がある。【警察本部】

(雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有)

- 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等のデータの確実な収集・処理・提供を行うため、システムの機能強化及びデータ伝送路の冗長化を行う必要がある。【県土整備部】

(情報収集・提供に係る人材育成)

- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である県・市町の人材育成を推進する必要がある。また、「フェニックス防災システム」を活用した災害情報の収集・伝達の徹底を図る必要がある。【防災】

(災害時要援護者の避難支援体制の構築)

- 平成 25 年の災害対策基本法の改正を踏まえ、各市町において、避難行動要支援者名簿の整備が進められている。今後、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。【防災】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【健康福祉部】
- 大規模災害発生時における日本語がわからない外国人県民に対する情報の提供等の支援が必要である。【産業労働部】

## 重要業績指標

- ひょうご防災ネットの登録件数：983千件（H26）→1,543千件（H32）【防災】
- 市町防災行政無線（同報系）等住民伝達手段の整備市町数：36市町（H26）→41市町（H30）【防災】
- Jアラートの自動起動機の整備市町数：36市町（H26）→41市町（H28）【防災】
- 消防救急デジタル無線の整備消防本部数：11消防本部（H26）→24消防本部（H28）【防災】
- 警察庁舎の耐震化率：93.1%（H27）→96.6%（H32）→100%（H34）【警察本部】
- 河川情報システムの改修率：0%（H26）→100%（H32）【県土整備部】
- 津波遡上のおそれのある河川・港湾施設における避難誘導スピーカーの整備数：【県土整備部】
  - 河川 0箇所（H26）→6箇所（H27完了）
  - 港湾 0箇所（H26）→2箇所（H29完了）
- 避難行動要支援者の個別支援計画の策定市町数：9市町（H26）→41市町（H29）【防災】
- 災害時要援護者の避難訓練の実施市町数：28市町（H26）→41市町（H30）【防災】



## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 脆弱性評価

(食料、飲料水の供給体制の確保)

- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【防災】
- 応急用食料について、発災後、被災市町からの要請に対応するため、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を図る必要がある。【農政環境部】
- 大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。【企業庁】

(水道施設、ガス管(学校施設含む)等の耐震化)

- 水道施設の耐震適合率は38.4%(耐震適合管路 H25)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を推進する必要がある。【健康福祉部】
- 県管理の浄水場、水管橋、電気・機械設備は既に耐震補強工事を完了している。水道管路は、耐震診断の結果、概ね震度5~6程度の耐震性能を有すると評価されている。【企業庁】
- 学校施設の埋設ガス管耐震化については、老朽化対策と合わせて推進する必要がある。【教育委員会】

(輸送路の確保：道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【警察本部】

(輸送路の確保：港湾、空港機能の強化)

- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている姫路港等の港湾機能を維持する必要がある。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとにそれぞれの管理者が適切に評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替ルートの確保等、より一層の強靱化を図るため、空港間の連携を強化する必要がある。【県土整備部】
- 但馬空港については、兵庫県地域防災計画における広域防災拠点に位置づけられており、空からのアクセスポイントとしての機能を維持する必要がある。【県土整備部】

(各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保)

- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【防災】

### 重要業績指標

- 耐震適合管路の延長：177.2km (H26) → 214.3km (H35) 【企業庁】
- 埋設ガス管(学校施設)の耐震化：H31以降本格実施【教育委員会】
- 基幹道路延長に対する供用延長の割合：77% (H26) → 83% (H30) 【県土整備部】
- 緊急輸送道路の未改良延長の解消(要対策延長 10 km)：1 km (H26) → 7 km (H32) → 10km(H35完了) 【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁(87橋)の耐震対策済の橋梁数：8橋 (H26) → 58橋 (H32) → 87橋 (H35) 【再掲】 【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 453箇所)：66箇所 (H26) → 342箇所 (H32) → 453箇所 (H35完了) 【県土整備部】
- 自宅備蓄の実施率：64.2% (H27.1) → 70.5% (H32) 【防災】

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### 脆弱性評価

(孤立集落の発生を防ぐ設備整備)

- 中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備することが必要である。【防災】

(小規模集落における避難所機能の強化)

- 多自然地域の小規模集落では、電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において必要最低限の電力を確保することが必要である。【企画県民部】

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、未改良区間の2車線化など緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
- 橋梁の耐震化や道路防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するための洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【県土整備部】
- 民間プローブ情報の活用等による道路交通情報の的確な把握と提供を推進する必要がある。【警察本

部】

(港湾・漁港機能の強化)

- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている家島港については、代替輸送ルートの確保等のため、港湾機能を維持する必要がある。【県土整備部】
- 孤立漁村の発生防止のため、津波対策および漁港施設の機能強化対策を着実に進める必要がある。【農政環境部】

### 重要業績指標

- 「エネルギー自立のむら」認定集落数：7件（H26）→20件（H29）【企画県民部】
- 基幹道路延長に対する供用延長の割合：77%（H26）→83%（H30）【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路の未改良延長の解消(要対策延長 10 km)：1 km（H26）→7 km（H32）→10km(H35完了)【再掲】【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁（87橋）の耐震対策済の橋梁数：8橋（H26）→58橋（H32）→87橋（H35）【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 453箇所)：66箇所（H26）→342箇所（H32）→453箇所（H35完了）【再掲】【県土整備部】

## 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### 脆弱性評価

(警察、消防の災害対応力強化)

- 台風接近等により被害発生のおそれがある場合には、救助救出及び被害拡大防止を図るため、機動隊等を管轄する警察署へ事前配置する必要がある。【警察本部】
- いつ発生するか分からない災害に対応するため、警察本部等に迅速に災害警備本部を立ち上げる必要がある。【警察本部】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【警察本部】
- 警察施設が被災した場合の代替施設を検討し、移転訓練を実施し非常電源及び通信状況を確認する必要がある。【警察本部】
- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する必要がある。【防災】

(警察庁舎の耐震化)

- 平成28年度に三木警察署の建替工事着手（予定）、平成28年度末に県下4警察署（尼崎北警察署、甲子園警察署、葺合警察署、灘警察署）の耐震改修が完了し、県内59警察施設のうち55施設の耐震化工事が終了予定である。残り4警察施設（尼崎南警察署、尼崎南警察署西分庁舎、神戸北警察署、生田警察署）中、西分庁舎以外は建替工事を予定しており、引続き耐震化事業を推進する必要がある。【警察本部】

(地域の防災組織の災害対応力強化)

- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【防災】
- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、県民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【防災】

(防災関係機関との連携強化・訓練)

- 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実践的な訓練を実施する必要がある。【防災】
- 大規模災害発生時に複数の自治体が被災すれば、自衛隊、警察、消防、海保等の実動機関は、担当区域外からの部隊増員が必要となることから、効率的・効果的な部隊の運用がなされるよう、自治体及び実動機関の行動要領を相互に確認する実践的な合同訓練を実施する必要がある。【防災】
- 発災時には県だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【防災】

**重要業績指標**

- 警察庁舎の耐震化率：93.1% (H27) → 96.6% (H32) → 100% (H34) 【再掲】【警察本部】
- 消防団員数：43,647人 (H26) → 消防団員数全国1位の維持、団員数4万人台の維持【防災】
- 兵庫県消防学校「指揮幹部科」(消防団員対象) 延べ入校者数：130人 (H26) → 980人 (H32) 【防災】
- 消防吏員の「初任科」延べ入校者数：160人 (H26) → 760人 (H32) 【防災】
- 自主防災組織の組織化：95.4% (全国1位) (H26.4.1) → 全国1位の継続維持【防災】
- 自主防災組織の訓練等防災活動の件数：12,709件 (H26 暫定値) → 年 12,000件以上【防災】
- ひょうご防災リーダー講座修了者数：1,815人 (H26) → 2,485人 (H32) 【防災】
- ひょうご安全の日推進事業(助成金)：助成件数200件程度/年【防災】
- ひょうご安全の日のつどい参加者数：5,100人 (H25) → 5,000人以上【防災】

**2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶**

**脆弱性評価**

(病院等医療機関における非常用電源等の確保)

- 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。【健康福祉部】
- 災害時における電力供給の途絶に備え、全県立病院において自家発電装置や燃料タンク等を設置し、非常用電源を確保している。また、災害拠点病院においては非常用電源の確保により3日間程度の電力供給が可能となっている。【病院局】

## 重要業績指標

- 自家発電装置や燃料タンクを備え非常用電源を確保している県立病院の割合:100%(H26)→100%の維持【病院局】
- 3日分程度の電力を供給可能な災害拠点病院の割合:100%(H26)→100%の維持【病院局】

## 2-5 多数の帰宅困難者への支援

### 脆弱性評価

(帰宅困難者対策の推進)

- 兵庫県の南海トラフ巨大地震被害想定では、最大約59万人の帰宅困難者の発生が想定されている。また、大阪府から兵庫県へ帰宅しようとする住民も多数発生するものと考えられる。【防災】
- 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅の抑制やターミナル駅に集中する人々の誘導、帰宅困難者の帰宅支援など様々な対策が必要であり、各市町において取組が行われているが、帰宅支援については、居住府縣市域を越えて移動する通勤通学、観光(外国人を含む)等広域的に調整する必要がある。【防災】

### 重要業績指標

- 「災害時帰宅支援ステーション」登録店舗数(50店舗(県内)／年の増を見込む)【防災】  
2,174店舗(H26)→2,233店舗(H27)→2,500店舗(H30)

## 2-6 医療施設及び関係者の被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### 脆弱性評価

(医療施設の耐震化)

- 医療施設の耐震化率は64%(H26)に留まり、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【健康福祉部】

(救急・医療体制の充実)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制及び保健医療体制の強化を図る必要がある。【防災】【健康福祉部】
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。【健康福祉部】
- 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム(DMAT)については、県内全ての災害拠点病院に配置されているが、インフラ被災時には到達できなくなるため、移動手段の確保や支援物資の物流等に係る対策を講じる必要がある。【健康福祉部】



(緊急輸送道路ネットワーク等の確保)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、未改良区間の2車線化など緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
- 橋梁の耐震化や道路防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するための洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【県土整備部】
- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている姫路港等については、代替輸送ルートの確保等のため、港湾機能を維持する必要がある。【県土整備部】

### 重要業績指標

- 医療施設の耐震化率：64% (H26) → 72% (H32) 【再掲】【健康福祉部】
- 救急救命士養成数：1,149名 (H26) → 1,230名 (H30) 【防災】
- 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備：4カ所(三木、神戸、但馬、伊丹) (H26) 【健康福祉部】
- 2次救急医療機関における兵庫県広域災害・救急医療情報システムの端末設置率：98.3% (H25) → 100% (H30) 【健康福祉部】
- DMAT(災害医療派遣チーム)の養成数：32隊 (H26) → 40隊 (H32) 【健康福祉部】
- 基幹道路延長に対する供用延長の割合：77% (H26) → 83% (H30) 【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路の未改良延長の解消(要対策延長 10 km)：1 km (H26) → 7 km (H32) → 10 km (H35完了) 【再掲】【県土整備部】
- 無電柱化整備延長：86 km (H26) → 93 km 【再掲】【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁(87橋)の耐震対策済の橋梁数：8橋 (H26) → 58橋 (H32) → 87橋 (H35) 【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 453箇所)：66箇所 (H26) → 342箇所 (H32) → 453箇所 (H35完了) 【再掲】【県土整備部】

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 脆弱性評価

(疫病・感染症対策に係る体制の構築)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【健康福祉部】

(下水道施設の耐震化)

- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、耐震化を実施する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの策定を促進する必要がある。【県土整備部】

### 重要業績指標

- 感染症法に基づく消毒等事業実施自治体数：9自治体 (H26) 【健康福祉部】
- 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風疹ワクチンの接種率：毎年95%以上【健康福祉部】  
[参考] (H26)：第1期 96.8% 第2期 94.6%
- 全ての流域下水道の管渠(総延長 205.8km)における流下機能の確保：  
205.3 km (H26) → 205.8km (H29) 【県土整備部】
- 全ての流域下水道の処理場・ポンプ場における簡易処理施設(88箇所)の耐震化：  
52箇所 (H26) → 88箇所 (H33) 【県土整備部】
- 下水道BCPの策定：約16% (H26) → 概ね100% (H28) 【県土整備部】

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### 脆弱性評価

(治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化)

- 警察施設の耐震化を推進し、治安の確保に必要な機能を維持する必要がある。【警察本部】
- 治安の維持に必要な体制、装備資機材を整備する必要がある。【警察本部】
- 広報媒体である「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と民間団体と連携する防犯ネットワークの拡充を図る必要がある。【警察本部】
- 県警へりによるへりテレ映像を迅速に配信し、警察力強化を図る必要がある。【警察本部】

##### 重要業績指標

- 警察庁舎の耐震化率：93.1% (H27) → 96.6% (H32) → 100% (H34) 【再掲】 【警察本部】
- 防犯カメラ設置箇所数：1,106 箇所 (H26) → 3,000 箇所 (H31) 【企画県民部】

#### 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### 脆弱性評価

(迅速な道路交通情報の把握)

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握が必要となる。【警察本部】

(交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策が必要である。【警察本部】

##### 重要業績指標

- 信号機電源付加装置の整備推進 【警察本部】

#### 3-3 首都の機能不全

##### 脆弱性評価

(首都機能のバックアップ)

- 首都直下型地震に備え、バックアップ体制を構築する必要がある。【全庁】

(県域を越えた連携強化・訓練)

- 首都圏の被害が甚大で広範囲にわたる場合には、関東ブロック内の枠組みだけでは応援・受援が困



難になることが予想される。【防災】

#### 重要業績指標

- 関東九都縣市との防災の取組に関する意見交換会の実施（25年度～）：1回／年【防災】
- 関東九都縣市合同防災訓練（実動）への参加（26年度～）：1回／年【防災】  
※九都縣市と「災害時の相互応援に関する協定」を締結（25年度）【防災】

### 3-4 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### 脆弱性評価

（県庁舎の耐震化）

- 本庁舎・総合庁舎・集合庁舎の耐震化率は73%(H26)であり、残る庁舎の耐震化に向けて引き続き対策を講じる必要がある。【企画県民部】

（災害時即時対応体制の強化）

- 災害時の緊急事態の発生に備えて、24時間監視・即応体制を維持する。そのため、職員による宿日直体制、災害待機宿舎に入居する指定要員及び業務要員による待機体制を継続するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。【防災】
- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。【防災】
- 災害発生当初の初動対応は被害の発生拡大の防止に対し重要であり、円滑に進める必要がある。【防災】
- 防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。【防災】
- 発災時には県だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【防災】

（県域を越えた連携強化）

- 災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合があるため、県域を越えた連携を強化する必要がある。【防災】

#### 重要業績指標

- 本庁舎・総合庁舎・集合庁舎の耐震化率：73%（H26）→ 92%（H28）【企画県民部】
- 関西広域連合の構成団体及び連携県が参加する関西広域応援訓練（図上・実動）への参加：各1回／年 → 継続実施【防災】

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価
<p>(情報通信手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。【防災】</li><li>○ 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、脆弱性評価や必要に応じた対策を講じる必要がある。【企画県民部】</li></ul> <p>(電力供給の維持にかかるインフラ整備)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【県土整備部】</li></ul>
重要業績指標
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 無電柱化整備延長：86 km（H26）→ 93 km（H30）【再掲】【県土整備部】</li></ul>

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価
<p>(情報提供手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズで積極的に防災情報を発信する必要がある。【防災】</li></ul>
重要業績指標
<ul style="list-style-type: none"><li>○ Lアラートの導入：県及び県内全市町導入済 [参考]（H25）全国 32%（都道府県）【防災】</li><li>○ 市町の同報無線子局の設置数：1,551 基（H25）（屋外拡声子局のみ）→ 1,638 基（H26）【防災】</li><li>○ ひょうご防災ネットの登録件数：983 千件（H26）→1,543 千件（H32）【再掲】【防災】</li></ul>

## 5 大規模自然災害発生後、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性評価
<p>(県内事業所BCP策定の推進)</p> <p>○ 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、県内中小企業のBCPの策定を促進する必要がある。【産業労働部】</p>
重要業績指標
<p>○ 事業所BCP策定率の向上【産業労働部】</p>

### 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

脆弱性評価
<p>(道路交通機能の強化)</p> <p>○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】</p> <p>○ 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【県土整備部】</p> <p>○ 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】</p> <p>○ 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】</p> <p>(港湾機能の強化)</p> <p>○ 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止を防ぐため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPを策定する必要がある。【県土整備部】</p> <p>(工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保)</p> <p>○ 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【産業労働部】</p>
重要業績指標
<p>○ 基幹道路延長に対する供用延長の割合：77%（H26）→83%（H30）【再掲】【県土整備部】</p> <p>○ 緊急輸送道路の未改良延長の解消(要対策延長 10 km)：1 km（H26）→7 km（H32）→10km(H35完了)【再掲】【県土整備部】</p> <p>○ 無電柱化整備延長：86 km（H26）→93 km（H30）【再掲】【県土整備部】</p> <p>○ 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁（87 橋）</p>

の耐震対策済の橋梁数：8橋（H26）→ 58橋（H32）→ 87橋（H35）【再掲】【県土整備部】

- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 453箇所)：  
66箇所（H26）→ 342箇所（H32）→ 453箇所（H35完了）【再掲】【県土整備部】
- 国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合：  
0%（H26）→ 100%（H28）【県土整備部】

### 5-3 コンビナート施設の損壊、火災、爆発等

#### 脆弱性評価

（石油コンビナートの消防防災体制の充実強化）

- 石油コンビナートからの火災・有害物質等の流出により、コンビナート周辺的生活・経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【防災】

#### 重要業績指標

- 特定屋外貯蔵タンク（容量1千KL以上）の耐震基準適合率：現状（H26）100%→ 100%の維持【防災】
- 2万KL以上の浮き蓋式特定屋外貯蔵タンクの耐震基準適合率：現状（H26）100%→ 100%の維持【防災】

### 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への重大な影響

#### 脆弱性評価

（港湾等機能の強化）

- 大規模地震時等の陸上輸送の寸断に備え、海上輸送ネットワークを確保する必要がある。【県土整備部】

#### 重要業績指標

- 国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合：  
0%（H26）→ 100%（H28）【再掲】【県土整備部】

## 5-5 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

### 脆弱性評価

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】

(港湾、空港機能の強化)

- 港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止を防ぐため、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPを策定する必要がある。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとにそれぞれの管理者が適切に評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替ルートの確保等、より一層の強靱化を図るためには、空港間の連携を強化すべきである。【県土整備部】

### 重要業績指標

- 基幹道路延長に対する供用延長の割合：77% (H26) → 83% (H30) 【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路の未改良延長の解消(要対策延長 10 km)：1 km (H26) → 7 km (H32) → 10 km (H35 完了) 【再掲】【県土整備部】
- 無電柱化整備延長：86 km (H26) → 93 km (H30) 【再掲】【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁 (87 橋) の耐震対策済の橋梁数：8 橋 (H26) → 58 橋 (H32) → 87 橋 (H35) 【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 453 箇所)：66 箇所 (H26) → 342 箇所 (H32) → 453 箇所 (H35 完了) 【再掲】【県土整備部】
- 国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合：0% (H26) → 100% (H28) 【再掲】【県土整備部】

## 5-6 商取引に甚大な影響をもたらす金融サービス等の機能停止

### 脆弱性評価

(金融機関におけるBCP策定の推進)

- 大規模災害時における金融機能の停止を防ぐため、県内金融機関のBCPの策定を促進する必要がある。【産業労働部】

## 重要業績指標

- 信用保証協会等を通じた BCP 策定の推進【産業労働部】

## 5-7 食料等の安定供給の停滞

### 脆弱性評価

(食品産業事業者や施設管理者の対応力強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。【農政環境部】

(道路、空港等の機能強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている姫路港等については、代替輸送ルートの確保等のため、港湾機能を維持する必要がある。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとにそれぞれの管理者が適切に評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替ルートの確保等、より一層の強靱化を図るためには、空港間の連携を強化すべきである。【県土整備部】
- 但馬空港については、兵庫県地域防災計画における広域防災拠点に位置づけられており、空からのアクセスポイントとしての機能を有している。【県土整備部】

### 重要業績指標

- 基幹的農業水利施設(311km)の機能診断の実施数：191km (H26) → 311km (H32)【農政環境部】
- 重要な農道橋・農道トンネル(15箇所)を対象とした点検・診断実施数：11箇所 (H26) → 15箇所 (H32)【農政環境部】
- 湛水被害等のリスクを軽減する農地面積：890ha(H26) → 890ha(面積の維持) (H32)【農政環境部】
- 基幹道路延長に対する供用延長の割合：77% (H26) → 83% (H30)【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路の未改良延長の解消(要対策延長 10 km)：1 km (H26) → 7 km (H32) → 10km(H35完了)【再掲】【県土整備部】
- 無電柱化整備延長：86 km (H26) → 93 km (H30)【再掲】【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁 (87 橋)

の耐震対策済の橋梁数：8 橋（H26）→ 58 橋（H32）→ 87 橋（H35）【再掲】【県土整備部】

- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 453 箇所)：  
66 箇所（H26）→ 342 箇所（H32）→ 453 箇所（H35 完了）【再掲】【県土整備部】



6 大規模自然災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性評価

（訓練の実施）

- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による防災訓練を実施するとともに、ライフラインの早期復旧を図るため、実戦的な訓練を実施する必要がある。【防災】

（太平洋・日本海両国土軸を結ぶガスパイプラインの整備）

- 本県のガスパイプラインは、神戸、阪神、播磨エリアでのみ整備されており、堺、姫路の基地から各地へ供給されていることから、南部の基地が被害を受けた際に、未供給状態が長期に及ぶ可能性があるため、日本海側での敷設を行う必要がある。【企画県民部】

重要業績指標

- 県内再生可能エネルギーの新たな導入量：12.5 万 kW／年（H26～H30）【農政環境部】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価

（水道用水供給施設の耐震化）

- 上水道、簡易水道施設等の耐震化が順次進められているが、現状でその耐震適合率は 38.4%（耐震適合管路 H25）にとどまっており、老朽化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。【健康福祉部】
- 県管理の浄水場、水管橋、電気・機械設備は既に耐震補強工事を完了している。管路は、耐震診断の結果、概ね震度 5～6 程度の耐震性能を有すると評価されている。【企業庁】

（広域的な応援体制の整備）

- 大規模水道災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、「兵庫県水道災害応援に関する協定」「近畿 2 府 5 県の府県営水道及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等を締結して広域的な応援体制を整備するとともに、県内及び近畿圏の水道事業者が定期的に集まり相互応援体制の確認を行っている。【企業庁】

重要業績指標

- 上水道の浄水施設、配水池、基幹管路の耐震化率【健康福祉部】  
浄水施設：42.1%、配水池：55.3%、基幹管路：38.4%（H25）→ 今後も耐震化を進めていく
- 耐震適合管路の延長：177.2km（H26）→ 214.3km（H35）【再掲】【企業庁】



### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### 脆弱性評価

(下水道施設の耐震化)

- 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を実施する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、県内全体（県及び市町）の下水道BCPの策定を促進する必要がある。【県土整備部】

(農業集落排水施設の老朽化対策)

- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断は約7割（H26）であり、機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。【農政環境部】

(浄化槽の老朽化対策)

- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【農政環境部】

#### 重要業績指標

- 全ての流域下水道の管渠(総延長 205.8km)における流下機能の確保：  
205.3 km（H26）→ 205.8km（H29）【再掲】【県土整備部】
- 全ての流域下水道の処理場・ポンプ場における簡易処理施設(88箇所)の耐震化：  
52箇所（H26）→ 88箇所（H33）【再掲】【県土整備部】
- 下水道BCPの策定：約16%（H26）→ 概ね100%（H28）【再掲】【県土整備部】
- 農業集落排水施設の機能診断実施数：219箇所（H26）→ 240箇所（H32）【農政環境部】

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 脆弱性評価

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 社会的影響の大きい重要な農道橋が10箇所、農道トンネルが5箇所あり、緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つことから、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えるため、重要な農道橋・農道トンネルについては耐震化を図る必要がある。【農政環境部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路

啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【警察本部】

(港湾、空港機能の強化)

- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている姫路港等については、代替輸送ルートの確保等のため、港湾機能を維持する必要がある。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとにそれぞれの管理者が適切に評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替ルートの確保等、より一層の強靱化を図るためには、空港間の連携を強化する必要がある。【県土整備部】
- 但馬空港については、兵庫県地域防災計画における広域防災拠点に位置づけられており、空からのアクセスポイントとしての機能を維持する必要がある。【県土整備部】

#### 重要業績指標

- 基幹道路延長に対する供用延長の割合：77% (H26) → 83% (H30) 【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路の未改良延長の解消(要対策延長 10 km)：1 km (H26) → 7 km (H32) → 10km(H35完了) 【再掲】【県土整備部】
- 重要な農道橋・農道トンネル(15箇所)を対象とした点検・診断実施数：11箇所 (H26) → 15箇所 (H32) 【再掲】【農政環境部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁 (87橋)の耐震対策済の橋梁数：8橋 (H26) → 58橋 (H32) → 87橋 (H35) 【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 453箇所)：66箇所 (H26) → 342箇所 (H32) → 453箇所 (H35完了) 【再掲】【県土整備部】

### 6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶

#### 脆弱性評価

(水資源の有効利用等の推進)

- 阪神と播磨を結ぶ広域送水管の整備など、渇水時を想定して、予備水源の適正な維持や水道事業者間で水を融通しあえる仕組みづくりを推進する必要がある。【企画県民部】
- 平成6年や平成17年等に代表される渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【農政環境部】

#### 重要業績指標

- 基幹的農業水利施設(311km)の機能診断の実施数：191km (H26) → 311km (H32) 【再掲】【農政環境部】
- ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：1,591箇所 (H26) → 1,987箇所 (H32) 【再掲】【農政環境部】

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

脆弱性評価
<p>(警察、消防の災害対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 二次災害発生防止のため、住民を迅速的確に避難誘導する必要がある。【警察本部】</li><li>○ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。【警察本部】</li><li>○ 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【警察本部】</li><li>○ 大規模災害が発生し、災害警備本部等が設置された際に、各部の所掌事務に関するマニュアルを作成する必要がある。【警察本部】</li><li>○ 県警へりによるへりテレ映像を迅速に配信し、警察力強化を図る必要がある。【警察本部】</li><li>○ 消防に関する事項についての指導、助言等により、市町の消防力強化を促進する必要がある。【防災】</li></ul>
重要業績指標
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 警察庁舎の耐震化率：93.1%（H27）→ 96.6%（H32）→ 100%（H34）【再掲】【警察本部】</li><li>○ 消防団員数：43,647人（H26）→ 消防団員数全国1位の維持、団員数4万人台の維持【再掲】【防災】</li><li>○ 兵庫県消防学校「指揮幹部科」（消防団員対象）延べ入校者数：130人（H26）→980人（H32）【再掲】【防災】</li><li>○ 消防吏員の「初任科」延べ入校者数：160人（H26）→760人（H32）【再掲】【防災】</li></ul>

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

脆弱性評価
<p>(コンビナート災害の発生・拡大防止)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 石油コンビナートからの火災・有害物質等の流出により、コンビナート周辺的生活・経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【防災】</li></ul> <p>(危険な物質を扱う施設の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 高圧ガス設備は、耐震設計基準に基づく耐震性能を保有するものとして、特に地震によるリスクが高いと考えられる既存設備については、最新の基準に適合するよう、改修等を進める必要がある。【防災】</li></ul>

(防波堤や護岸等の整備・強化)

- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出することにより、航路閉塞による航行船舶への二次災害が発生する恐れがあることから、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を行うための体制を強化する必要がある。【県土整備部】

#### 重要業績指標

- 特定屋外貯蔵タンク（容量1千KL以上）の耐震基準適合率：現状（H26）100%→100%の維持【再掲】【防災】
- 2万KL以上の浮き蓋式特定屋外貯蔵タンクの耐震基準適合率：現状（H26）100%→100%の維持【再掲】【防災】
- 国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合：0%（H26）→100%（H28）【再掲】【県土整備部】

### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### 脆弱性評価

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化（住宅の耐震化率85.4%(H25)）について、耐震化の必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発活動等の対策、耐震診断や耐震改修等への助成を推進する必要がある。併せて、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。【県土整備部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【県土整備部】

(被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成)

- 被災した住宅・建築物や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。【県土整備部】

(交通規制等の実施)

- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報の正確に把握して、的確に交通規制等を実施する必要がある。【警察本部】

(交通渋滞を回避するための信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策をとる必要がある。【警察本部】

## 重要業績指標

- 住宅・建築物の耐震化率【再掲】【県土整備部】
  - 住宅：85.4%（H25）→ 97%（H27）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕
  - 多数利用建築物：77.8%（H22）→ 92%（H27）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化【再掲】【県土整備部】
  - ①補助制度創設市町数：6市町（H26）→ 7市町（H27）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕
  - ②耐震診断実施棟数：6棟（H26）→ 13棟（H27）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕
- 被災建築物応急危険度判定士の登録数：  
2,135人（H26）→ 2,500人（H30）〔耐震改修促進計画のH27改定で検討中〕【県土整備部】
- 被災宅地危険度判定士の登録数：  
778人（H26）（既に目標人数450人（全国協議会で決定）を達成）【県土整備部】  
※今後、退職等の理由による判定士数の減少等が見込まれるため、判定士数の安定確保と判定士の能力向上に向けた取組を継続していく。

### 7-4 たため池の決壊、ダム・排水機場等の機能不全による二次災害の発生

#### 脆弱性評価

（たため池等の整備）

- 老朽化が進むたため池の現状を把握する定期点検や、貯水量10万m<sup>3</sup>以上で下流に影響が大きく未整備なたため池の耐震調査を引き続き実施し、それに基づく計画的な改修を進める必要がある。【農政環境部】

（計画的な定期点検と適切な日常管理の推進）

- 計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。【県土整備部】

#### 重要業績指標

- たため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：1,591箇所（H26）→ 1,987箇所（H32）【再掲】【農政環境部】
- 農地地すべり防止施設の機能診断数：1箇所（H26）→ 73箇所（H32）【農政環境部】
- 大規模たため池等重要な農業水利施設のレベル2耐震調査の実施数：  
18箇所（H26）→ 30箇所（H32）【再掲】【農政環境部】

## 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

### 脆弱性評価

(マニュアルの整備等)

- 毒性高圧ガス設備を保有する製造事業所は漏洩被害想定を実施の上、製造施設が危険な状態となった際の措置及び訓練方法を危害予防規程に定めるとともに、それが円滑に実施できるよう、教育訓練を実施する必要がある。【防災】
- 石油コンビナートにおける火災・有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活・経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。
- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、引き続き国と地方公共団体が連携して対応する必要がある。【防災】【健康福祉部】

### 重要業績指標

- 特定屋外貯蔵タンク（容量1千KL以上）の耐震基準適合率：現状（H26）100%→100%の維持【再掲】【防災】
- 2万KL以上の浮き蓋式特定屋外貯蔵タンクの耐震基準適合率：現状（H26）100%→100%の維持【再掲】【防災】

## 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 脆弱性評価

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【農政環境部】

(災害に強い森づくりの推進)

- 「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下するなか、近年多発した局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、災害緩衝林の整備箇所の拡充のほか、六甲山系において崩壊防止力を高める森林整備等に新たに取り組む必要がある。【農政環境部】



## 重要業績指標

- 多面的機能支払制度に取り組む農地面積：49,200ha（H26）→ 56,000ha（H32）【農政環境部】
- 災害に強い森づくりの整備実施面積：24,686ha（H26）→ 32,150ha（H30）【農政環境部】

## 7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響

### 脆弱性評価

（災害発生時における国内外への情報発信）

- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。【全庁】

（失業者に対する早期再就職支援）

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。【産業労働部】

### 重要業績指標

- 正確な情報の収集、提供に係る体制の強化【全庁】

## 8 大規模自然災害発生後、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 脆弱性評価

(災害廃棄物処理)

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分確保されていない市町があるため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。【農政環境部】
- 市町における災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。【農政環境部】

#### 重要業績指標

- 市町との災害廃棄物処理の相互応援に関する協定：全市町と締結済（H17） 【農政環境部】
- 事業者団体との災害時の廃棄物処理に関する応援協定：（一社）兵庫県産業廃棄物協会（H17）、神戸市安全協力会（H17）、（一社）兵庫県水質保全センター（H18）、（一社）日本建設業連合会関西支部（H24）、兵庫県環境整備事業協同組合（H24）、兵庫県環境事業商工組合（H26）と締結済【農政環境部】

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 脆弱性評価

(人材の育成、確保)

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。【県土整備部】
- 大規模災害が発生した際、災害対応のノウハウや専門家職員の不足、庁舎の被災などにより初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となることから、被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などを派遣して、被災者対策など当該市町が行う応急対策について支援する「ひょうご災害緊急支援隊」の人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。【防災】

#### 重要業績指標

- 建設分野での入職・人材育成、研修実施人数：実績 13 人（H26）〔目標 15 人／年〕【県土整備部】



### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 脆弱性評価

##### (地域の防災組織の活性化)

- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、県民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【防災】

##### (地域の防災人材の育成)

- 災害が起きた時の対応力を向上するために、地方公共団体における防災・危機管理担当部局の職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。【防災】

##### (体制、装備充実等による警察の災害対応力強化)

- 警察職員、施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【警察本部】
- 大規模災害時に警察機能が十分機能するよう、庁舎施設等の耐震化を推進する必要がある。【警察本部】
- 警察災害派遣隊について練度向上を図るための訓練を実施するとともに、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新を図る必要がある。【警察本部】

##### (こころのケア体制の強化)

- 大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からの DPAT（こころのケアチーム）等の円滑な受入体制を整備する必要がある。【健康福祉部】

##### (災害ボランティア活動支援体制の整備)

- 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みの創設が必要である。【企画県民部】

#### 重要業績指標

- ひょうご安全の日推進事業(助成金)：助成件数 200 件程度／年【再掲】【防災】
- ひょうご安全の日のつどい参加者数：5,100 人 (H25) → 5,000 人以上【再掲】【防災】
- ひょうご防災リーダー講座修了者数：1,815 人 (H26) → 2,485 人 (H32)【再掲】【防災】
- 自主防災組織の組織化：95.4% (全国 1 位) (H26.4.1) → 全国 1 位の継続維持【再掲】【防災】
- 自主防災組織の訓練等防災活動の件数：12,709 件 (H26 暫定値) → 年 12,000 件以上【再掲】【防災】
- 人と防災未来センターにおける「災害対策専門研修」参加者数：7,080 人 (H26) → 10,000 人 (H32)【防災】
- 警察庁舎の耐震化率：93.1% (H27) → 96.6% (H32) → 100% (H34)【再掲】【警察本部】

- DPAT（こころのケアチーム）の登録チーム数：46 チーム（H26）【健康福祉部】
- 災害救援マニュアルの策定市町数：34 市町（H26）→ 41 市町（H31）【企画県民部】
- 災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施：1 回／年【企画県民部】

#### 8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 脆弱性評価

###### （道路交通機能の強化）

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【県土整備部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など社会的影響の大きい重要な橋梁について、落橋などの致命的な損傷をさけるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【県土整備部】
- 地震対策のため、道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【県土整備部】

###### （港湾、空港機能の強化）

- 兵庫県地域防災計画において、海上アクセスポイントに位置づけている姫路港等については、代替輸送ルートの確保等のため、港湾機能を維持する必要がある。【県土整備部】
- 関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港については、空港ごとにそれぞれの管理者が適切に評価し、対策を講じる必要がある。その上で、スムーズな代替ルートの確保等、より一層の強靱化を図るためには、空港間の連携を強化すべきである。【県土整備部】

###### （地籍調査の実施）

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、予算や実施市町における人員の制約等から、地籍調査の進捗率は 23%（H26）にとどまり、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。【農政環境部】

##### 重要業績指標

- 基幹道路延長に対する供用延長の割合：77%（H26）→ 83%（H30）【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路の未改良延長の解消(要対策延長 10 km)：1 km（H26）→ 7 km（H32）→ 10km(H35 完了)【再掲】【県土整備部】
- 無電柱化整備延長：86 km（H26）→ 93 km（H30）【再掲】【県土整備部】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁（87 橋）の耐震対策済の橋梁数：8 橋（H26）→ 58 橋（H32）→ 87 橋（H35）【再掲】【県土整備部】
- 緊急輸送道路や交通量の多い箇所の落石・崩壊対策実施済箇所数(要対策 453 箇所)：66 箇所（H26）→ 342 箇所（H32）→ 453 箇所（H35 完了）【再掲】【県土整備部】
- 地籍調査進捗率：22%（H25）→ 32%（H31）【農政環境部】

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価
<p>(浸水への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ レベル1 津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。【県土整備部】【農政環境部】</li> <li>○ 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖することにより、浸水被害の軽減を図る必要がある。【県土整備部】【農政環境部】</li> <li>○ レベル2 津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を行う必要がある。【県土整備部】【農政環境部】</li> <li>○ 耐震診断の結果、耐震対策が必要な防潮水門について、耐震補強を実施する必要がある。【県土整備部】</li> <li>○ 津波が越流する河川において、防潮水門を改築時に下流に移設することにより、津波越流区間を縮小し、浸水被害を軽減する必要がある。【県土整備部】</li> <li>○ 洪水による浸水への対策を着実に推進する必要がある。【県土整備部】</li> <li>○ 大規模自然災害により浸水被害の発生が懸念される下水道施設は、浸水対策を推進する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの策定を促進する必要がある。【県土整備部】</li> </ul>
重要業績指標
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮堤等未整備箇所の整備：【再掲】【県土整備部】【農政環境部】              防潮堤 0.2 km(H26)→ 1.6km (H30 完了)              河川堤防 0.1 km(H26)→ 0.7km (H28 完了)              水門整備 1 基(H26)→ 5 基(H35 完了)              湾口防波堤 0 箇所(H26)→ 1 箇所(H35 完了)</li> <li>○ 陸閘等閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化対策：34 基(H26)→99 基 (H30 完了)【再掲】【県土整備部】【農政環境部】</li> <li>○ 防潮扉等閉鎖訓練等の実施：年 1 回以上実施【再掲】【県土整備部】</li> <li>○ 防潮堤等の越流、引波対策(人家連担部 9.2km)：2.4 km (H26) → 8.2km (H32) → 9.2km (H35)              【再掲】【県土整備部】【農政環境部】</li> <li>○ 防潮堤等の沈下対策(人家連担部 5.0km)：【再掲】【県土整備部】【農政環境部】              防潮堤 0.1 km(H26)→2.8km(H32)→4.6km (H35)              河川堤防 0 km(H26)→0.4km (H28)</li> <li>○ 防潮水門の耐震対策：0 基(H26)→18 基 (H30 完了)【再掲】【県土整備部】</li> <li>○ 防潮水門の下流への移設：0 基(H26) → 2 基(H30 完了)【再掲】 【県土整備部】</li> <li>○ 防潮扉等閉鎖訓練等の実施：年 1 回以上実施【県土整備部】</li> <li>○ 河川改修等により床上浸水被害が軽減される人家戸数：424 戸(H23) → 0 戸(H32)              [法華山谷川床上浸水対策特別緊急事業(H25～H29)] 【県土整備部】</li> </ul>

- 雨水貯留浸透施設等の整備着手箇所数：14 箇所（H26）→ 44 箇所（H29）【再掲】  
〔地域の総合治水推進事業(防災・安全交付金：流域貯留浸透事業)〕 【県土整備部】
- 下水道BCPの策定：約 16%（H26）→ 概ね 100%（H28）【再掲】【県土整備部】

## 横断的分野別

### ①リスクコミュニケーション

#### 脆弱性評価

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【防災】
- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、県民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【防災】
- 避難意識の向上等県民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【防災】

(防災教育の実施)

- 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、継承、発信する必要がある。【防災】
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える兵庫の防災教育を推進する必要がある。【教育委員会】

(ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知)

- 津波からの避難で死傷者の発生を防ぐために、沿岸市町は、県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して地域住民等への周知に努める必要がある。【防災】
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市町支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【県土整備部】

#### 重要業績指標

- 消防団員数：43,647人（H26）→ 消防団員数全国1位の維持、団員数4万人台の維持【再掲】【防災】
- ひょうご防災リーダー講座修了者数：1,815人（H26）→ 2,485人（H32）【再掲】【防災】
- ひょうご安全の日推進事業(助成金)：助成件数200件程度/年【再掲】【防災】
- 自主防災組織の訓練等防災活動の件数：12,709件（H26暫定値）→ 年12,000件以上【再掲】【防災】
- ひょうご安全の日のつどい参加者数：5,100人（H25）→ 5,000人以上【再掲】【防災】
- 人と防災未来センター利用者数：51万人（H26）→ 50万人程度/年【防災】
- 防災教育副読本「明日に生きる」を活用して防災教育に取り組む学校の割合(小・中・高)：100%（H26）→ 100%の維持【教育委員会】

## ②老朽化対策

### 脆弱性評価

- 県管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【県土整備部】
- 農林水産業を支えるインフラの多くは、戦後の食料増産の時代や高度経済成長期にかけて集中的に整備されており、老朽化の進行による突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。【農政環境部】
- 県営水道施設の老朽化対策は、将来の健全な事業経営に配慮して計画的な施設更新を進めるとともに、施設点検・診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、ライフサイクルコストの最小化を図る必要がある。【企業庁】

### 重要業績指標

- 老朽化対策を完了した施設数： 【県土整備部】
  - 橋梁（要対策 1,459 箇所）：47 箇所（H26）→ 244 箇所（H32）
  - トンネル（要対策 66 箇所）：5 箇所（H26）→ 42 箇所（H32）→66 箇所（H35 完了）
  - 港湾の係留施設（要対策 109 箇所）：1 箇所（H26）→ 12 箇所（H32）
- 重要な農道橋・農道トンネル(15 箇所)を対象とした点検・診断実施数：  
11 箇所（H26）→ 15 箇所（H32）【再掲】【農政環境部】
- 基幹的農業水利施設(311km)の機能診断の実施数：191km（H26）→ 311km（H32）【再掲】【農政環境部】
- 農業集落排水施設の機能診断数：219 箇所（H26）→ 240 箇所（H32）【再掲】【農政環境部】
- 農地地すべり防止施設の機能診断済箇所数：1 箇所（H26）→ 73 箇所（H32）【再掲】【農政環境部】
- 基幹林道等の橋梁、トンネルを対象とした点検・診断実施数：0 箇所（H26）→ 16 箇所（H32）【農政環境部】
- 治山施設等の老朽化対策等実施数：2 箇所（H26）→ 9 箇所（H32）【農政環境部】
- 老朽化対策を完了した漁港の係留施設数：6 箇所（H26）→ 32 箇所（H32）【農政環境部】
- 漁港海岸保全施設の機能診断実施数：1 箇所（H26）→ 13 箇所（H32）【農政環境部】
- 農地海岸保全施設の機能診断実施数：2 箇所（H26）→ 5 箇所（H32）【農政環境部】



### ③ 研究開発

#### 脆弱性評価

- 防災力を底上げするため、研究を推進するとともに、減災社会や復興に貢献する人材の育成を図る必要がある。【企画県民部】
- 防災機能を向上させ、世界への発信力を強化するため、防災関係機関との間で調査研究成果の交換等の連携を強化し、調査研究活動の充実を図る必要がある。【防災】

#### 重要業績指標

- 県立大学における防災系大学院の開設：目標 平成 29 年 4 月 【企画県民部】
- 国際防災関係機関によるフォーラム等参加者数：7,802 人（H26）→8,000 人（H31）【防災】

### ④ 関西広域連合との連携など広域応援体制の確保

#### 脆弱性評価

- 災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県や県内市町だけでは対応できない場合がある。【防災】
- 広域ブロック間の応援・受援の充実に向け、広域ブロック間訓練等により圏域を越えた連携強化を図る必要がある。【防災】

#### 重要業績指標

- 近畿府県合同防災訓練への参加：年 1 回 → 継続実施【防災】
- 関西広域連合の構成団体及び連携県が参加する関西広域応援訓練（図上・実動）への参加：各 1 回／年 → 継続実施【再掲】【防災】
- 関東九都県市との防災の取組に関する意見交換会の実施（25 年度～）：1 回／年【再掲】【防災】
- 関東九都県市合同防災訓練（実動）への参加（26 年度～）：1 回／年【再掲】【防災】  
※九都県市と「災害時の相互応援に関する協定」を締結（25 年度）【防災】
- 緊急消防援助隊（兵庫県大隊）の登録隊数：186 隊(H26)→224 隊(H30)【防災】